

「公共施設等における障害者の受入れに関する実態調査」

図 表

# 目次

## I 障害者差別解消法に基づく取組状況編

### 1 対応要領の公表、相談への対応等

図表 1	対応要領の公表状況及び障害を理由とする差別に関する相談窓口の整備状況（国の行政機関）	1
図表 2	対応要領の公表状況及び障害を理由とする差別に関する相談窓口の整備状況（地方公共団体）	2
図表 3	対応要領の公表状況及び障害を理由とする差別に関する相談窓口の整備状況（独立行政法人等）	3
図表 4	障害を理由とする差別に関する相談窓口における相談の受付状況（国の行政機関）	4
図表 5	障害を理由とする差別に関する相談窓口における相談の受付状況（地方公共団体）	5
図表 6	障害を理由とする差別に関する相談窓口における相談の受付状況（独立行政法人等）	6
図表 7	障害を理由とする差別に関する相談窓口における相談の受付状況（事業者）	7

### 2 障害を理由とする差別に関する相談窓口・バリアフリーに係る情報の提供

図表 8	障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報の提供状況（国の行政機関）	8
図表 9	障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報の提供状況（地方公共団体）	9
図表 10	バリアフリー情報の提供状況（国の行政機関）	13
図表 11	バリアフリー情報の提供状況（地方公共団体及び公立病院）	14
図表 12	バリアフリー情報の提供状況（独立行政法人等）	15
図表 13	バリアフリー情報の提供状況（事業者）	15
図表 14	バリアフリー情報が入居官署で区々となっているなど、情報提供の充実を図る余地がある事例	16
図表 15	提供しているバリアフリー情報では、具体的なバリアフリー施設の整備状況が判然としない事例	18
図表 16	トイレに係るバリアフリー情報について、オストメイト対応トイレである旨を追記するなど内容の充実を図る余地がある事例	20

### 3 国の行政機関のホームページにおける情報アクセシビリティ

図表 17	当局が実施した情報アクセシビリティ点検の内容	25
図表 18	情報アクセシビリティ点検の実施結果（障害を理由とする差別に関する相談窓口のページ）	26
図表 19	情報アクセシビリティ点検の実施結果（庁舎のバリアフリー情報のページ）	29

### 4 その他の取組

図表 20	外部講師を招いて研修を実施している事例	40
図表 21	自機関において実技や実演を盛り込んだ研修・講習を開催・受講している事例	42
図表 22	障害のある方等の疑似体験ができる自機関の施設を活用している事例（四国地方整備局）	44
図表 23	障害者対応を適切に行うためのマニュアルを自機関で独自に作成している事例	45
図表 24	障害を理由とする差別の解消に関する啓発活動の実施状況	48

図表 25	災害時における聴覚障害者への配慮に関する冊子を配布し、住民に啓発している事例 (綾川町) .....	53
図表 26	香川県内に設置されている障害者差別解消支援地域協議会の特徴的な構成員及び分野別 構成員について .....	54
図表 27	障害者差別解消支援地域協議会の構成員一覧 .....	55
図表 28	障害者差別解消支援地域協議会での要望等を踏まえ新たな取組を実施した事例 .....	60
図表 29	香川県内の機関における合理的配慮の提供例 .....	61

## Ⅱ 身体障害者補助犬の受入状況編

図表 30	香川県内の盲導犬使用者が不当な差別的取扱いを受けた事例 .....	68
図表 31	香川県内の盲導犬使用者が対応が良いと感じた事例 .....	71
図表 32	香川県内の盲導犬使用者が、盲導犬と外出する際に気を付けていること .....	73
図表 33	香川県内の盲導犬使用者が、周囲の方をお願いしたいと思うこと .....	73
図表 34	香川県内の盲導犬使用者の行政に対する主な意見・要望 .....	74
図表 35	補助犬に関する啓発活動の実施状況 .....	75
図表 36	補助犬の受入れを明示するステッカーの庁舎入口等への掲示状況（国の行政機関） .....	76
図表 37	補助犬の受入れを明示するステッカーの庁舎入口等への掲示状況（地方公共団体及び公立 病院） .....	77
図表 38	補助犬の受入れを明示するステッカーの庁舎入口等への掲示状況（独立行政法人等） .....	78
図表 39	補助犬の受入れを明示するステッカーの自施設への掲示状況等（事業者） .....	78
図表 40	医療機関における補助犬使用者及び補助犬の受入体制の整備状況 .....	78

## 【主な用語】

障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

基本方針：障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）

対応要領：障害者差別解消法第 9 条及び第 10 条の規定に基づき、国の行政機関の長、地方公共団体等が、基本方針に即して、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関し、職員が適切に対応するために定めた要領

対応指針：障害者差別解消法第 11 条の規定に基づき、主務大臣が、基本方針に即して、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関し、事業者が適切に対応するために定めた指針

障害を理由とする差別に関する相談窓口：障害者差別解消法第 14 条、基本方針第 5-2、対応要領及び対応指針に基づき、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び事業者が設置する相談窓口

協議会：障害者差別解消法第 17 条の規定に基づき組織される障害者差別解消支援地域協議会

バリアフリー法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）

バリアフリー情報：移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成 18 年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第 1 号。平成 23 年 3 月 31 日全部改正）二-2 の規定において、インターネットやパンフレット等により提供することが望ましいとされている、障害者等の移動時などにおける利便性や安全性を向上するための施設等に関する情報

補助犬法：身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）

補助犬：補助犬法第 2 条第 1 項の規定に基づく身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）

医療機関用補助犬受入マニュアル：「身体障害者補助犬ユーザーの受け入れを円滑にするために～医療機関に考慮していただきたいこと～」（平成 25 年 6 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）

※ 個別の制度、組織等の名称に「障がい」と表記されている場合を除き、原則、法令（障害者差別解消法等）の表記に従い、「障害」と表記した。

図表 1 対応要領の公表状況及び障害を理由とする差別に関する相談窓口の整備状況（国の行政機関）

調査対象機関	対応要領の公表状況	障害を理由とする差別に関する相談窓口の名称等
四国行政評価支局	○	総務課
高松法務局	○	職員課
丸亀支局	○	高松法務局職員課が対応
高松高等検察庁	○	人事課
四国財務局	○	財務広報相談室
高松国税局	○	納税者支援調整官
高松税務署	○	総務課
丸亀税務署	○	総務課
香川労働局	○	総務課
高松労働基準監督署	○	香川労働局総務課が対応
丸亀労働基準監督署	○	
高松公共職業安定所	○	
丸亀公共職業安定所	○	
四国経済産業局	○	総務課
四国地方整備局	○	主任監査官
四国運輸局	○	消費者行政・情報課
計	公表：16 機関 未公表：0 機関	

- (注) 1 当局の調査結果による。  
2 調査結果は、平成 30 年 5 月 31 日時点の状況である。  
3 「○」は公表していることを示す。

図表 2 対応要領の公表状況及び障害を理由とする差別に関する相談窓口の整備状況（地方公共団体）

関連調査等対象機関	対応要領の公表状況	障害を理由とする差別に関する相談窓口の名称	特記事項
香川県	○	障害福祉相談所	—
高松市	○	障がい福祉課	—
丸亀市	○	福祉課	—
坂出市	○	ふくし課	—
善通寺市	○	社会福祉課	—
観音寺市	×	社会福祉課	—
さぬき市	○	長寿障害福祉課	—
東かがわ市	○	福祉課	—
三豊市	○	福祉課	—
土庄町	○	福祉課	—
小豆島町	○	健康づくり福祉課	—
三木町	×	健康福祉課	・平成30年11月からホームページ上で対応要領を公表
直島町	○	住民福祉課	—
宇多津町	×	保健福祉課	—
綾川町	×	健康福祉課	—
琴平町	○	福祉保険課	—
多度津町	×	健康福祉課	—
まんのう町	×	福祉保険課	・平成30年8月からホームページ上で対応要領を公表
計	公表：12 機関 未公表：6 機関		

(注) 1 当局の調査結果による。

2 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。

3 「○」は公表していることを、「×」は公表していないことを示す。

図表 3 対応要領の公表状況及び障害を理由とする差別に関する相談窓口の整備状況（独立行政法人等）

関連調査等対象機関	対応要領の公表状況	障害を理由とする差別に関する相談窓口の名称
日本司法支援センター 香川地方事務所	○	事務局長
四国こどもとおとなの 医療センター	○	管理課
香川大学	○	学生支援センターバリアフリー支援室
		教育学部総務係
		教育学部学務係
		法学部・経済学部総務係
		法学部・経済学部学務第一係
		法学部・経済学部学務第二係
		保健管理センター
		なんでも相談窓口
高松西年金事務所	○	副所長
計	公表：4 機関 未公表：0 機関	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 調査結果は、平成 30 年 5 月 31 日時点の状況である。

3 香川大学における相談窓口は、関連調査対象とした幸町地区事業場における実績のみを掲載している。

4 「○」は公表していることを示す。

図表 4 障害を理由とする差別に関する相談窓口における相談の受付状況（国の行政機関）

（単位：件）

調査対象機関	平成 28 年度	29 年度	30 年度
四国行政評価支局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
高松法務局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
丸亀支局	—	—	—
高松高等検察庁	0 (0)	0 (0)	0 (0)
四国財務局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
高松国税局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
高松税務署	0 (0)	0 (0)	0 (0)
丸亀税務署	0 (0)	0 (0)	0 (0)
香川労働局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
高松労働基準監督署	—	—	—
丸亀労働基準監督署	—	—	—
高松公共職業安定所	—	—	—
丸亀公共職業安定所	—	—	—
四国経済産業局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
四国地方整備局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
四国運輸局	12 (0)	8 (0)	7 (0)
計	12 (0)	8 (0)	7 (0)

（注）1 当局の調査結果による。

2 調査結果は、平成 30 年 5 月 31 日時点の状況である。

3 （ ）内の数値は、補助犬に関する相談の受付件数を示す。

4 「-」は、当該機関の上部機関で相談を受け付けていることを示す。



図表5 障害を理由とする差別に関する相談窓口における相談の受付状況（地方公共団体）

（単位：件）

関連調査等対象機関	平成28年度	29年度	30年度
香川県	16 (1)	21 (2)	8 (0)
高松市	18 (1)	19 (4)	9 (0)
丸亀市	1 (0)	2 (0)	1 (0)
坂出市	1 (0)	0 (0)	0 (0)
善通寺市	0 (0)	1 (0)	0 (0)
観音寺市	0 (0)	1 (0)	1 (0)
さぬき市	1 (0)	1 (0)	0 (0)
東かがわ市	0 (0)	0 (0)	0 (0)
三豊市	0 (0)	1 (0)	0 (0)
土庄町	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小豆島町	2 (0)	0 (0)	0 (0)
三木町	1 (0)	0 (0)	0 (0)
直島町	0 (0)	0 (0)	0 (0)
宇多津町	0 (0)	1 (0)	0 (0)
綾川町	0 (0)	1 (0)	0 (0)
琴平町	0 (0)	0 (0)	0 (0)
多度津町	0 (0)	1 (0)	0 (0)
まんのう町	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	40 (2)	49 (6)	19 (0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。

3 ( )内の数値は、補助犬に関する相談の受付件数を示す。

図表 6 障害を理由とする差別に関する相談窓口における相談の受付状況（独立行政法人等）

（単位：件）

関連調査等対象機関	平成 28 年度	29 年度	30 年度
日本司法支援センター香川地方事務所	0 (0)	0 (0)	0 (0)
四国子どもとおとなの医療センター	0 (0)	0 (0)	0 (0)
香川大学	1,232 (0)	1,718 (0)	161 (0)
学生支援センター バリアフリー支援室	1,159 (0)	1,603 (0)	147 (0)
教育学部総務係	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育学部学務係	0 (0)	0 (0)	0 (0)
法学部・経済学部 総務係	0 (0)	0 (0)	0 (0)
法学部・経済学部 学務第一係	0 (0)	0 (0)	0 (0)
法学部・経済学部 学務第二係	0 (0)	1 (0)	0 (0)
保健管理センター	73 (0)	113 (0)	13 (0)
なんでも相談窓口	0 (0)	1 (0)	1 (0)
コンプライアンス相談窓口	0 (0)	0 (0)	0 (0)
高松西年金事務所	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	1,232 (0)	1,718 (0)	161 (0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 調査結果は、平成 30 年 5 月 31 日時点の状況である。

3 香川大学における相談窓口は、関連調査対象とした幸町地区事業場における実績のみを掲載している。

4 香川大学が受け付けた相談件数については、電話、来所等による相談のほか、i) 障害のある学生が大学に必要な支援・配慮について申し出る「支援・配慮申請書」、ii) 障害のある学生を支援する学生支援センターバリアフリー支援室の利用を申し出る「バリアフリー支援室利用申込書」等の受理件数も含んでいる。

5 ( ) 内の数値は、補助犬に関する相談の受付件数を示す。

図表 7 障害を理由とする差別に関する相談窓口における相談の受付状況（事業者）

（単位：件）

関連調査等対象機関	平成 28 年度	29 年度	30 年度
事業者（3 事業者）	23（1）	15（0）	7（0）

（注）1 当局の調査結果による。

2 当局が調査を実施した 9 事業者のうち、平成 28 年 4 月 1 日から 30 年 5 月 31 日までの受付状況が把握できた 3 事業者の合計値を記載した。

3 （ ）内の数値は、補助犬に関する相談の受付件数を示す。

図表 8 障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報の提供状況（国の行政機関）

調査対象機関	提供状況		特記事項
		提供している連絡手段に関する情報	
四国行政評価支局	◇	電話番号、ファクシミリ番号	・ホームページで提供
高松法務局	◇	電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス、住所	・ホームページで提供
高松高等検察庁	◇	電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス、住所	・ホームページで提供
四国財務局	—	—	—
高松国税局	—	—	—
高松税務署	—	—	—
丸亀税務署	—	—	—
香川労働局	—	—	—
四国経済産業局	—	—	—
四国地方整備局	—	—	—
四国運輸局	—	—	—
計	◇：3機関		

【備考】

有識者からは、「本省等のホームページに、全国の出先機関における障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報が掲載されていても、出先機関に相談する場合、まずは当該出先機関のホームページで当該相談窓口を確認すると思われるので、出先機関のホームページにも当該相談窓口に係る情報が明確化されていることが必要ではないか。」、「障害者団体に所属している人などは、当該団体を通じて相談することもできるが、そうでない場合、どこに相談すればいいのかわからない人はいるのではないか。」といった意見があったほか、障害を理由とする差別に関する相談窓口の情報提供方法について、「ホームページのほか、パンフレット等の紙媒体など、多様な手段で情報提供を行うことが望ましい。」、「スマートフォンを使う人が増えているので、QRコードを活用した情報提供も有効ではないか。」といった意見もあった。

また、障害を理由とする差別に関する相談窓口への連絡手段について、「電話番号だけでなく、聴覚に障害のある方などのために、ファクシミリ番号やメールアドレスなども掲載しておくことが望ましい。」との意見があった。

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 調査は、障害を理由とする差別に関する相談窓口が設置されている機関を対象に実施した。  
 3 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。  
 4 「提供状況」欄については、障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報を、当該相談窓口への連絡手段を含め、提供している機関に「◇」を付した。

図表 9 障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報の提供状況（地方公共団体）

関連調査等 対象機関	提供状況				特記事項
	ホームページ	広報誌	パソコン・タブレット	その他	
香川県	◇ (電話番号、ファクシミリ番号)	◇ (電話番号)	◇ (電話番号、ファクシミリ番号)	—	・各媒体とも県内市町全ての相談窓口に関する情報を掲載している。
高松市	◆	◇ (電話番号)	◇ (電話番号、ファクシミリ番号、住所)	◇ (電話番号)	・「その他」は福祉サービス等をまとめた冊子
丸亀市	◇ (電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス)	—	◇ (電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス、住所)	—	—
坂出市	◇ (電話番号、ファクシミリ番号)	◆	◇ (電話番号、ファクシミリ番号、住所)	—	—
善通寺市	◇ (電話番号、ファクシミリ番号)	◇ (電話番号)	◇ (電話番号、ファクシミリ番号、住所)	—	—
観音寺市	◇ (電話番号、ファクシミリ番号)	◆	—	—	—
さぬき市	◇ (電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス)	—	◇ (電話番号、ファクシミリ番号、住所)	—	—
東かがわ市	◆	◆	◇ (電話番号、ファクシミリ番号、住所)	—	—
三豊市	◆	◇ (電話番号)	◇ (電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス、住所)	◇ (電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス、住所)	・「その他」は福祉サービス等をまとめた冊子

関連調査等 対象機関	提供状況			特記事項
	ホームページ	広報誌	ハ°ソフレット・リーフレット その他	
土庄町	◇ (電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス、住所)	◇ (電話番号)	◇ (電話番号、ファクシミリ番号)	—
小豆島町	◇ (電話番号)	◇ (電話番号)	◇ (電話番号、ファクシミリ番号) ◇ (電話番号、メールアドレス)	・「その他」は障害者差別解消法の啓発チラシ ・当局の調査結果を踏まえ提供を検討予定
三木町	右記参照			
直島町	◆	◇ (電話番号)	—	—
宇多津町	右記参照	◇ (電話番号、ファクシミリ番号)	◇ (電話番号、ファクシミリ番号)	・平成30年8月からホームページ上で障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報を掲載開始
綾川町	右記参照	—	—	・平成30年8月からホームページ上で障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報を掲載開始
琴平町	右記参照	—	—	・平成30年8月からホームページ上で障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報を掲載開始
多度津町	◆	—	—	—

関連調査等 対象機関	提供状況			特記事項
	ホームページ	広報誌	パソコン・リーフレット その他	
まんのう町	◆ (右記参照)	—	—	・ 障害者差別解消法に関する情報の問合せ先のほか、平成 30 年 8 月に障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報を追加掲載し、更に明確化を図った。
計	◇ : 8 機関 ◆ : 6 機関	◇ : 8 機関 ◆ : 3 機関	◇ : 11 機関	◇ : 3 機関

【備考】

(有識者からの意見)

有識者からは、「障害者団体に所属している人などは、当該団体を通じて相談することもできるが、そうでない場合、どこに相談すればいいのかわからない人はいらぬのではないか。」といった意見があったほか、障害を理由とする差別に関する相談窓口の情報提供方法について、「ホームページのほか、パンフレット等の紙媒体など、多様な手段で情報提供を行うことが望ましい。」、「スマートフォンを使う人が増えているので、QRコードを活用した情報提供も有効ではないか。」といった意見もあった。

また、障害を理由とする差別に関する相談窓口への連絡手段について、「電話番号だけでなく、聴覚に障害のある方などのために、フランクシミリ番号やメールアドレスなども掲載しておくことが望ましい。」との意見があった。

(「◇」を付している媒体：障害を理由とする差別に関する相談窓口の明確化を更に図る余地があるもの)

「◆」を付している媒体については、上記意見に加え、有識者からの「障害者差別解消法に関する情報を掲載している媒体について、当該情報に関する問合せ先を掲載しているのみだと、問合せ先が障害を理由とする差別に関する相談窓口であると受け止められないことも想定されるので、明確に当該相談窓口に係る情報を掲載しておくことが望ましい。」との意見に該当する媒体（障害者差別解消法の内容に関する問合せ先のみ掲載している媒体）である。

なお、高松市は、ホームページ上で障害のある方等からの相談に応じる窓口として障がい福祉課を周知しているが、受け付けている相談内容を掲載する余地があると考えられるため、障害を理由とする差別に関する相談窓口の明確化を更に図る余地があるものとして整理した。

< ※障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報を、当該相談窓口への連絡手段を含め、提供している媒体の一例：観音寺市ホームページ >

**この法律で守らなければならないこと**

国の行政機関・地方公共団体など	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
民間事業者など※個人事業者やNPOなど含む	【禁止】	<p>【法的義務】 行わなければならない</p> <p>【努力義務】 行うよう努めなければならない</p>

**● 障害者差別にかかわる相談窓口**

障害を理由とする差別にかかわる相談や紛争解決については、まず次の担当窓口にご相談ください。そこで解決できない場合も、その内容に応じた適切な相談窓口が紹介されます。

相談窓口	電話番号	FAX番号
観音寺市社会福祉課	(0875)-23-3963	(0875)-23-3993
香川県障害福祉相談所	(087)-867-2696	(087)-867-3050

**● このページに関するお問い合わせ先**

**社会福祉課**  
〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号  
障がい者福祉係  
Tel: 0875-23-3963  
Fax: 0875-23-3993  
[メールアドレスのお問い合わせはこちら](#)

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。  
 3 「提供状況」欄については、障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報を、当該相談窓口への連絡手段を含め、提供している機関に「◇」を付した。「◆」は備考欄を参照  
 4 ( )内は、「◇」を付した各媒体で提供されている障害を理由とする差別に関する相談窓口への連絡手段に関する情報であり、ホームページ以外の媒体については、直近に作成された媒体で提供されている連絡手段を記載している。



図表 10 バリアフリー情報の提供状況（国の行政機関）

調査対象機関	提供状況	提供媒体	特記事項
四国行政評価支局	○	ホームページ	
高松法務局	○		
丸亀支局	○		・高松法務局ホームページで提供
高松高等検察庁	○		
四国財務局	○		
高松国税局	○		
高松税務署	○		・高松国税局ホームページで提供
丸亀税務署	○		
香川労働局	○		・バリアフリー情報として、バリアフリー法で定める建築物移動等円滑化基準への適合状況を掲載（図表 15 参照）
高松労働基準監督署	○		
丸亀労働基準監督署	○		
高松公共職業安定所	○		
丸亀公共職業安定所	○		
四国経済産業局	○		
四国地方整備局	○		
四国運輸局	○		
計	提供：16 機関 未提供：0 機関	ホームページ：16 機関	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 調査結果は、平成 30 年 5 月 31 日時点の状況である。

3 「○」は、バリアフリー情報を提供していることを示す。

4 自機関のホームページ等でバリアフリー情報を一部でも提供していれば、バリアフリー情報を提供しているものとして整理した。

図表 11 バリアフリー情報の提供状況（地方公共団体及び公立病院）

関連調査等 対象機関	提供状況	提供媒体	特記事項
香川県	○	ホームページ	—
高松市	○	ホームページ	—
丸亀市	×	—	—
坂出市	×	—	・新庁舎建設中
善通寺市	×	—	・新庁舎建設予定
観音寺市	○	ホームページ	—
さぬき市	×	—	—
東かがわ市	○	ホームページ、冊子	・冊子は、福祉サービス等をまとめたもの
三豊市	○	ホームページ、広報誌	—
土庄町	×	—	・新庁舎建設予定
小豆島町	○	ホームページ	—
三木町	×	—	—
直島町	×	—	—
宇多津町	○	ホームページ	—
綾川町	×	—	—
琴平町	×	—	—
多度津町	×	—	・新庁舎建設予定
まんのう町	×	—	—
計	提供：7 機関 未提供：11 機関	ホームページ：7 機関 広報誌：1 機関 冊子：1 機関	
公立病院A	○	ホームページ	—
公立病院B	○	ホームページ	—
計	提供：2 機関 未提供：0 機関	ホームページ：2 機関	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 調査結果は、平成 30 年 5 月 31 日時点の状況である。

3 「○」はバリアフリー情報を提供していることを、「×」はバリアフリー情報を提供していないことを示す。

4 自機関のホームページ等でバリアフリー情報を一部でも提供していれば、バリアフリー情報を提供しているものとして整理した。

図表 12 バリアフリー情報の提供状況（独立行政法人等）

関連調査等対象機関	提供状況	提供媒体	特記事項
日本司法支援センター香川地方事務所	○	ホームページ	
四国こどもとおとなの医療センター	○		
香川大学	○		
高松西年金事務所	×	—	・ホームページの編集権限無し
計	提供：3 機関 未提供：1 機関	ホームページ：3 機関	

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 調査結果は、平成 30 年 5 月 31 日時点の状況である。  
 3 「○」はバリアフリー情報を提供していることを、「×」はバリアフリー情報を提供していないことを示す。  
 4 自機関のホームページ等でバリアフリー情報を一部でも提供していれば、バリアフリー情報を提供しているものとして整理した。

図表 13 バリアフリー情報の提供状況（事業者）

関連調査等対象機関数：8 事業者	提供媒体	提供している情報の一例
うちバリアフリー情報を提供している事業者数：6 事業者	ホームページ：6 事業者	・多目的トイレ、身体障害者用駐車場、船舶及びバス等の車両が車椅子対応している旨

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 調査結果は、平成 30 年 5 月 31 日時点の状況である。  
 3 バリアフリー対応の設備がないとしている 1 事業者は、関連調査等対象機関数から除外した。  
 4 自機関のホームページ等でバリアフリー情報を一部でも提供していれば、バリアフリー情報を提供しているものとして整理した。

図表 14 バリアフリー情報が入居官署で区々となっているなど、情報提供の充実を図る余地がある事例

高松サンポート合同庁舎（北館・南館）又は高松法務合同庁舎に入居している調査対象機関がホームページで公開しているバリアフリー情報について、以下の状況がみられた。

- i) 同じ庁舎に入居しているにもかかわらず、官署ごとに提供しているバリアフリー情報の内容が異なり、充実を図る余地がある。【四国行政評価支局、四国財務局、四国経済産業局及び高松高等検察庁】
- ii) 誤ったバリアフリー情報を提供している。【四国経済産業局、四国地方整備局及び四国運輸局】
- iii) 庁舎移転前の古いバリアフリー情報を提供している。【高松法務局（人権擁護部分）】
- iv) 新たに整備したバリアフリー施設に関する情報を提供する余地がある。【高松法務局及び高松高等検察庁】

表 1 高松サンポート合同庁舎入居官署がホームページで公開しているバリアフリー情報の比較

調査対象機関名	バリアフリー情報	車椅子使用者用駐車場	出入口（自動ドア）	敷地内通路（出入口前高低差）	視覚障害者用誘導ブック	トイレ		エレベーター	
						車椅子使用者用トイレ	オストメイト対応トイレ	車椅子対応エレベーター、点字・音声付エレベーター	
四国行政評価支局（南館）		○	×	×	○	○	○	○	×
高松法務局（人権擁護部（南館））（注 3）		○	○	○	○	○	○	○	○
四国財務局（南館：管理官署）		○	×	○	○	○	○	○	×
香川労働局（北館）									
四国経済産業局（北館）		×	×	×	○		◎	○	○
四国地方整備局（北館）		（注 7）	○	○	○		◎	○	○
四国運輸局（南館）		（注 7）	○	（注 8）	○		◎	○	○

（注）1 調査結果は、平成 30 年 5 月 31 日時点の状況である。

2 バリアフリー情報の比較は、バリアフリー法第 2 条第 18 号で規定する建築物特定施設に係る情報を中心に行った。

3 高松法務局では、人権擁護部に関するバリアフリー情報について、調査日時点では庁舎移転前の情報を掲載していたが、調査を契機に改善したため、本表には改善後の情報で整理した。

4 「◎」はバリアフリー施設を整備している場所（階数）に関する情報まで具体的に提供していることを、「○」はバリアフリー施設の有無に関する情報を提供していることを、「×」はバリアフリー施設に関する情報を提供していないことを示す。

5 香川労働局は、バリアフリー情報として、バリアフリー法で定める建築物移動等円滑化基準への適合状況を掲載している（図表 15 参照）。

6 四国経済産業局、四国地方整備局及び四国運輸局は、車椅子使用者用トイレを利用してできる性別について、一部誤った情報（2 階のトイレは男女兼用であるにもかかわらず、男子用と掲載）を掲載している。

7 四国地方整備局及び四国運輸局は、車椅子使用者用駐車場の設置場所について誤った情報（駐車場は地上にあるにもかかわらず、地下 1 階にある旨掲載）を掲載している（なお、四国地方整備局は、南館完成に伴う駐車場の位置情報の更新が行われなかったことによる）。

8 四国運輸局は、敷地内通路について、スロープがある旨と無い旨の情報が混在した状況となっている。

表2 高松法務合同庁舎入居官署がホームページで公開しているバリアフリー情報の比較

バリアフリー情報 調査対象機関名	車椅子使用者用駐車場	出入口（自動ドア）	敷地内通路（出入口前高低差）	視覚障害者用誘導ブック	トイレ		エレベーター
					車椅子使用者用トイレ	オストメイト対応トイレ（注4）	
高松法務局	○	○	○	○	○	×	車椅子対応エレベーター、点字・音声付エレベーター
高松高等検察庁（管理官署）	○	×	○	○	○	×	○

（注）1 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。

2 バリアフリー情報の比較は、バリアフリー法第2条第18号で規定する建築物特定施設に係る情報を中心に行った。

3 「○」はバリアフリー施設の有無に関する情報を提供していることを、「×」はバリアフリー施設に関する情報を提供していないことを示す。

4 高松法務局及び高松高等検察庁は、調査の過程で庁舎内にオストメイト対応トイレが新たに設置されていることが判明した。

一方、一部の機関からは、「バリアフリー施設について新設・変更等があれば、会議等の機会に合同庁舎管理官署から周知してほしい。」といった意見が聴かれた。

【備考】

有識者からは、「障害のある方にとって、自動ドアの有無に関する情報提供は大切である。」「同じ庁舎に入居しているにもかかわらず、官署ごとに提供しているバリアフリー情報が異なるのは好ましくないので統一すべき。」といった意見があった。

また、当局が実施した情報アクセスIBILITY点検の際、点検実施者から、「例えば『庁舎〇階に障害者用トイレがあります』など、バリアフリー施設を整備している場所を具体的に提供してもらえたらいい。」といった意見があった（四国経済産業局、四国地方整備局及び四国運輸局が、オストメイト対応トイレ等について、整備している場所（階数）に係る情報も提供していた。図表19参照）。

このほか、バリアフリー情報の提供方法について、「ホームページのほか、パンフレット等の紙媒体など、多様な手段で情報提供を行うことが望ましい。」との意見もあった。

（注）当局の調査結果による。

図表 15 提供しているバリアフリー情報では、具体的なバリアフリー施設の整備状況が判然としない事例

香川労働局では、ホームページ上でバリアフリー情報を管内下部機関含め一括で公開しているが、当該情報は、バリアフリー法で定める建築物移動等円滑化基準への適合状況となっている。このため、具体的な施設の整備状況が判然とせず、例えば、実際には整備されている設備が全く無いと誤認されるおそれがある。

香川労働局各施設バリアフリー情報													
区分 施設名	出入口	廊下等	階段	傾斜路	エレベーター	便所	敷地内の通路	駐車場	標識	案内設備	案内設備までの経路	インターホン	
香川労働局	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	
高松労働基準監督署	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	
高松労働基準監督署 小豆島駐在事務所	適			適		不適	適	適	適	適	適	適	
丸亀労働基準監督署	適		不適	不適	不適	適	不適	適	適	不適	不適	適	
坂出労働基準監督署	適	不適	不適	不適	不適	不適	不適	不適	不適	不適	不適	適	
観音寺労働基準監督署	適	適	不適	不適	不適	適	不適	適	適	不適	不適	適	
東かがわ労働基準監督署	適	適	不適	適	適	不適	不適	適	適	不適	不適	適	
高松公共職業安定所	適	適	適	適	適	不適	適	適	適	適	適	適	
しごとプラザ高松	適	不適		不適		不適	適	不適	不適	不適	不適	不適	
丸亀公共職業安定所	適	適	適	適	不適	不適	適	適	適	適	適	適	

一例として、高松公共職業安定所及び丸亀公共職業安定所の便所は、香川労働局が作成したバリアフリー情報では、「不適」となっており、一見するとバリアフリー対応していないようにも読めるが、実際には車椅子使用者用トイレは設置されている。

トイレは、建築物移動等円滑化基準において、車椅子使用者用トイレを設置するほか、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具（オストメイト対応）を設けたトイレの設置等も求められているが、両公共職業安定所の便所には、オストメイト対応トイレが無いため、建築物移動等円滑化基準に照らすと、「不適」となる。



高松公共職業安定所のトイレ



丸亀公共職業安定所のトイレ

**【備考】**

有識者からは、「内容が分かりにくいので、もっと明確化を図る余地があるのではないか。」といった意見が聴かれた。

また、当局が実施した情報アクセシビリティ点検の際、点検実施者から「『適・不適』の意味が分かりづらいため、庁舎のバリアフリー情報を正確に把握できないおそれがある。」等の意見が聴かれた（図表 19 参照）。

なお、高松公共職業安定所は、自機関のホームページで、一部バリアフリー情報を提供している（図表 19 参照）。

（注）当局の調査結果による。

図表 16 トイレに係るバリアフリー情報について、オストメイト対応トイレである旨を追記するなど内容の充実を図る余地がある事例

<事例1：香川大学>

香川大学では、ホームページ上でバリアフリーマップを公開しているが、トイレについては全て「多目的トイレ」又は「ベビーシート付多目的トイレ」と表記されている。しかし、例えば、大学会館のトイレはオストメイト対応トイレが設置されている一方で、北5号館のトイレは、車椅子使用者用トイレしか設置されていない（オストメイト対応トイレ未設置）。このため、バリアフリーマップを閲覧した者が、いずれのトイレも、ベビーシートの有無を除き、同等の機能を有していると理解することが予想されるため、オストメイト対応トイレに係る情報を追記するなどの余地がある。





## ＜事例2：東かがわ市、三豊市、小豆島町＞

東かがわ市、三豊市及び小豆島町では、ホームページに掲載している各階の障害者用トイレの場所について、フロアマップ上に1種類の図記号で掲載しているが、当局が各階の障害者用トイレを確認したところ、オストメイト対応トイレであるものとオストメイト未対応トイレであるものがみられた。このため、閲覧した者が、いずれのトイレも、同等の機能を有していると理解することが予想されるため、オストメイト対応トイレに係る情報を追記するなどの余地がある。

(東かがわ市のフロアマップ)



※2～4階も同一の図記号を用いているが、オストメイト対応トイレは、3階のみに設置されている。



(三豊市のフロアマップ)

西館・1階フロー平面図



オストメイト対応トイレ有り

4階フロー平面図



オストメイト対応トイレ無し

(小豆島町のフロアマップ)

1階



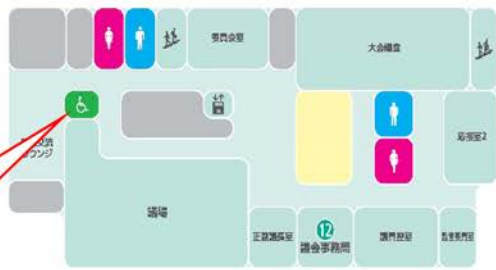
オストメイト対応トイレ有り



2階



3階



オストメイト対応トイレ無し



図表 17 当局が実施した情報アクセシビリティ点検の内容

1 点検実施者のインターネット利用状況等			
	用いている音声読み上げソフト	インターネットの利用歴・利用頻度	身体障害者障害程度等級
点検実施者A	PC-Talker	利用歴：平成4年頃から（約26年目） 利用頻度：週2日、1日当たり1時間程度	1級 （視覚障害）
点検実施者B	PC-Talker	利用歴：平成14年頃から（約16年目） 利用頻度：週1日、1日当たり1時間程度	
点検実施者C	PC-Talker	利用歴：平成12年頃から（約18年目） 利用頻度：週7日、1日当たり3時間程度	
点検実施者D	不使用	利用歴：平成22年頃から（約8年目） 利用頻度：週3日、1日当たり2時間程度	

**2 点検箇所**

今回調査した国の行政機関のホームページのうち、以下の内容に関するページの点検を実施した（注）。

① 障害を理由とする差別に関する相談窓口（四国行政評価支局、高松法務局及び高松高等検察庁の3機関が点検対象）

② 庁舎のバリアフリー情報（四国行政評価支局、高松法務局、高松高等検察庁、四国財務局、香川労働局、高松公共職業安定所、四国経済産業局、四国地方整備局及び四国運輸局の9機関が点検対象）

ただし、国税機関（庁・国税局・署）は、読み上げ機能について国税庁において統一的に運用しているため、点検対象機関から除外した。

（注） ホームページでの情報の提供状況は、図表8及び10参照

**3 点検方法**

点検実施者に、上記点検箇所を提示した上で、主に①点検箇所へのたどり着きやすさ、②点検箇所の読みやすさ・理解のしやすさ等の視点で点検を行ってもらった。

**4 点検実施日**

平成30年9月3日、同年9月5日～7日

図表 18 情報アクセシビリティ点検の実施結果（障害を理由とする差別に関する相談窓口のページ）

- 『 ◎ 』・・・推奨的な意見
- 『 ▲ 』・・・改善の検討を要する意見

＜四国行政評価支局＞

The screenshot shows the website for the Ministry of Internal Affairs and Communications (MIC), specifically the page for regional administrative evaluation branches. The page is titled '各種窓口のご案内' (Information on various contact points). It contains several sections with tables of contact information for administrative consultation, information disclosure, and consultation on discrimination. A callout box highlights a specific issue: '▲ ページ内の情報が多く、目的の箇所がページの下部にあるため、たどり着くのに時間が掛かる。' (The amount of information on the page is large, and the target location is at the bottom, so it takes time to reach it). The callout also notes that in such cases, it is better to set up in-page links to jump to the target location for easier search. The page also features a sidebar with navigation links and a search bar at the top.

総務省  
MIC  
Ministry of Internal Affairs and Communications

各種窓口のご案内

四国行政評価支局

行政相談

受付内容: 国の行政機関等の業務に関する苦情、意見、要望、お問い合わせ

機関名	電話・FAX	インターネット
四国行政評価支局	TEL: 087-826-1100 FAX: 087-826-0677	受付はこちら
徳島行政監視行政相談センター	TEL: 088-652-1100 FAX: 088-655-5158	
愛媛行政監視行政相談センター	TEL: 089-921-1100 FAX: 089-934-5917	
高知行政監視行政相談センター	TEL: 088-873-1100 FAX: 088-824-4194	

（※1）行政相談の全国共通番号は、「0570-090110」です。お近くの四国行政評価支局又は管内行政監視行政相談センターにつながります。  
（※2）受付時間は、平日8時30分から17時15分までです（土・日・祝日及び年末年始は除きます。）。

情報公開・個人情報保護総合案内所

受付内容: 国の行政機関又は独立行政法人等に関する情報公開制度・個人情報保護制度の仕組みや開示請求手続に関するご相談、お問い合わせ

機関名	電話・FAX(共通)	インターネット
四国行政評価支局	087-826-0712	
徳島行政監視行政相談センター	088-657-7063	
愛媛行政監視行政相談センター	089-986-8193	
高知行政監視行政相談センター	088-826-2999	

（※）受付時間は、平日9時から17時までです（土・日・祝日及び年末年始は除きます。）。

政策評価情報の所在案内窓口

受付内容: 国の行政機関が行っている政策評価に関する情報のご案内、お問い合わせ

機関名	電話・FAX
四国行政評価支局	TEL: 087-826-0673 FAX: 087-826-0676
徳島行政監視行政相談センター	TEL: 088-654-1531 FAX: 088-655-5158
愛媛行政監視行政相談センター	TEL: 089-941-7701 FAX: 089-934-5917
高知行政監視行政相談センター	TEL: 088-824-4100 FAX: 088-824-4194

（※）受付時間は、平日9時から17時までです（土・日・祝日及び年末年始は除きます。）。

職員による障害を理由とする差別に関する相談窓口

受付内容: 当局・センター職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からのご相談

機関名	電話・FAX
四国行政評価支局	TEL: 087-826-0671 FAX: 087-826-0676
徳島行政監視行政相談センター	TEL: 088-654-1531 FAX: 088-655-5158
愛媛行政監視行政相談センター	TEL: 089-941-7701 FAX: 089-934-5917
高知行政監視行政相談センター	TEL: 088-824-4100 FAX: 088-824-4194

（※1）四国行政評価支局の受付窓口は「総務課」、管内行政監視行政相談センターの受付窓口は、「地域総合評価官」になります。  
（※2）受付時間は、平日8時30分から17時15分までです（土・日・祝日及び年末年始は除きます。）。

▲ ページ内の情報が多く、目的の箇所がページの下部にあるため、たどり着くのに時間が掛かる。情報が多き場合は、ページの上部に、目的の箇所までジャンプできるページ内リンクを設定すると検索しやすい。【点検実施者 B、C】

<高松法務局>

◎ページ内に、本文にジャンプするリンク機能があるので、不要な箇所の読み上げを省略し、目的の箇所にたどり着きやすい。【点検実施者C】

高松法務局 [本文△](#)

文字サイズ [標準](#) [拡大](#) [色変更・音声読み上げ・ルビ振り](#)

[高松法務局トップページ](#) > [ご意見・お問合せ](#) > 職員による障害を理由とする差別に関する相談窓口

### 職員による障害を理由とする差別に関する相談窓口

更新日：2016年3月25日

#### 職員による障害を理由とする差別に関する相談窓口について

高松法務局職員課の窓口では、「法務省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成27年11月30日）に基づき、職員による障害を理由とする差別に関する障害者等からの相談等を受け付けています。

《相談窓口を利用できる方》

- ・ 障害者（障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの）
- ・ 障害者の家族、介助者等

《相談窓口にご相談できる内容》

- ・ 高松法務局職員による障害を理由とする不当な差別的取扱いに関する内容
- ・ 高松法務局職員による合理的配慮の提供に関する内容

《相談窓口》

高松法務局職員課  
所在地 高松市丸の内1番1号  
電話番号 087(821)6191 内線(2472)  
ファックス番号 087(826)1260  
[電子メール](#)

《相談方法》

- 対面又は電話による相談  
・対面又は電話による相談は、開庁時間中に受け付けています。
- ・「障害を理由とする差別に関する相談」である旨お伝えください。
- 郵送・ファックス・電子メールによる相談  
・「障害を理由とする差別に関する相談」である旨記載してください。  
なお、電子メールを利用される場合は以下の点についても御留意ください。
- ・文字化けを防ぐため、環境依存文字は使用しないでください。
- ・セキュリティ対策上、添付ファイルは開封致しかねますので、必要な内容はメール本文に記載いただくか、郵送を御利用ください。
- ・セキュリティ対策上、メール本文に他サイトへのリンクを貼っていただいても閲覧致しかねますので、あらかじめ御承知置き願います。

- <内閣府ホームページ>  
[※内閣府のホームページにリンクします。](#)
- <法務省ホームページ>  
[※法務省のホームページにリンクします。](#)

高松法務局

- ▶ 業務のご案内
- ▶ 業務取扱時間・開庁日
- ▶ 法務局・管轄のご案内
- ▶ 管内法務局一覧
- ▶ 登記管轄一覧
- ▶ 取扱事務一覧
- ▶ 地図から探す
- ▶ オンライン申請のご案内
- ▶ 不動産登記申請手続
- ▶ 商業・法人登記申請手続
- ▶ その他の登記関係・供託手続

▲電話番号等を記載する場合、市外局番と市内局番の区切りに「( )」を用いると、読み上げの際に「かっこ」・「かっこことじ」と読み上げるので、内容が聞き取りづらい。市外局番と市内局番の区切りには「- (ハイフン、マイナス)」を使用した方が聞き取りやすい。【点検実施者B】

<高松高等検察庁>

◎ページ内に、本文にジャンプするリンク機能があるので、不要な箇所の読み上げを省略し、目的の箇所にたどり着きやすい。【点検実施者C】

高松高等検察庁  
Takamatsu High Public Prosecutors Office

各種制度

障害を理由とする差別に関する相談窓口

最終更新日：2016年12月16日

検察庁における障害を理由とする差別に関する相談窓口

検察庁では、「[検察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領](#)」第8条に基づき、職員による障害を理由とする差別に関する障害者等からの相談等に対応する窓口を設けています。  
[各検察庁の所在地等一覧](#)から、相談先となる検察庁を確認の上、相談してください。

高松高等検察庁における障害を理由とする差別に関する相談窓口

高松高等検察庁では、職員による障害を理由とする差別に関する障害者等からの相談を受け付けております。

(高松高等検察庁における相談窓口)  
〒760-0033  
高松市丸の内1-1  
高松高等検察庁総務課内 障害を理由とする差別に関する相談窓口  
電話番号 087-821-5631 (代表)  
※電話による相談の受付は、平日の午前8時30分から午後5時まで  
(午後0時から午後1時までの間を除く。)  
ファクシミリ番号 087-826-1283  
メールアドレス 55-shogai-soudan@ppo.moj.go.jp  
※送信の際は、「●」記号を「@」記号(半角)に置き換えてください。  
(注) メールによる相談の際は、次の点に御留意ください。

- 文字化けを防ぐため、いわゆる外字などの特殊文字は使用しないでください。
- セキュリティ対策上、ファイルの添付は可能な限りお控えいただき、メール本文に相談内容を記入してください。添付資料等を送付する必要がある場合は、郵送又はファクシミリを御利用いただくことに御協力ください。
- メール本文に他サイトのリンクを貼っていただいても、セキュリティ対策上、閲覧し兼ねますので、あらかじめ御承知おきください。

▲トップページから当該ページを探しづらい。「各種制度」から障害者差別に係る相談窓口を連想できないため、一つ一つページを確認しなければならない。【点検実施者C】

◎電話番号等の記載については、市外局番と市内局番の区切りに「- (ハイフン、マイナス)」を使用しているため、聞き取りやすい。【点検実施者B】

▲メールアドレスを記載しているだけでは、相談手段としてメールを利用しづらい。リンク設定により、ワンクリックでメールフォームが開くようにしておくとう便利である。【点検実施者A、C】



図表 19 情報アクセシビリティ点検の実施結果（庁舎のバリアフリー情報のページ）

- 『 ◎ 』・・・推奨的な意見
- 『 ▲ 』・・・改善の検討を要する意見
- 『 ◇ 』・・・点検実施者によって意見が異なったもの

<四国行政評価支局>

連絡先・所在地
連絡先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表電話: 087-826-0671</li> <li>・ 行政相談: 087-826-1100</li> </ul>
所在地
〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館6階
交通案内
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR高松駅から徒歩約3分。</li> <li>・ ことでん高松築港駅から徒歩約7分。</li> <li>・ 高松港から徒歩約4分。</li> </ul>
庁舎のバリアフリー情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーターがあります。</li> <li>・ エントランスまでの点字ブロックがあります。</li> <li>・ 車いす使用者用駐車場があります。</li> <li>・ 車いす対応トイレがあります。</li> <li>・ 乳幼児イス付トイレがあります。</li> <li>・ おむつ交換台があります。</li> <li>・ オストメイト対応トイレがあります。</li> <li>・ 貸し出し用車いすがあります。</li> <li>・ 補助犬をお連れいただけます。</li> </ul>

◎庁舎のバリアフリー情報がテキストで提供されているので、読み上げの際に内容が聞き取りやすい。【点検実施者 A、B、C】

<高松法務局>

高松法務局・本文

サイトマップ

業務のご案内

業務取扱時間・開庁日

不動産登記

業務取扱時間について

業務のご案内

業務取扱時間・開庁日

法務局・管轄のご案内

管内法務局一覧

登記管轄一覧

取敢事務一覧

地籍から探す

オンライン申請のご案内

不動産登記申請手続

商業・法人登記申請手続

採用情報

その他

庁舎のバリアフリー施設一覧

法教育・出前講座・企業研修

情報公開・個人情報保護について

高松法務局標準文書保存期間基準

公益通報に関する高松法務局の窓口について

法務局・管轄のご案内

オンライン申請のご案内

管内法務局一覧

登記管轄一覧

取敢事務一覧

地籍から探す

不動産登記申請手続

商業・法人登記申請手続

電子証明書に関する重要なお知らせ

各種証明書請求手続

ご意見・お問合せ

入札・公募情報

お問い合わせ先一覧

職員による離職を理由とする差別に関する相談窓口

証明書交付請求のご案内

登記申請証明書等を請求されるお客様へのご案内

オンラインによる証明書の請求について

オンライン請求した登記申請証明書等の法務局証明サービスセンター窓口での受領について

登記所外に設置している登記申請証明書等交付窓口のご案内（本庁舎、坂井庁舎）

登記手数料の改定について

遺贈等の証明書及び開帳の取扱いについて

登記完了予定日

採用情報

◎トップページからバリアフリー情報を検索する際には、サイトマップがあるので便利である。【点検実施者A】

▲バリアフリー情報が「その他」に分類されていると、気付かず読み飛ばしてしまうおそれがある。【点検実施者B、D】

▲小見出し「庁舎のバリアフリー施設一覧」をクリックして、別途PDFファイルを開く手順となっているが、PDFファイルの場合、画像等があると正確に読み上げられないことがあるので、なるべくテキストで直接ページ上に掲載してもらえると分かりやすい。【点検実施者A、B、C】

※「庁舎のバリアフリー施設一覧」をクリックした先のPDFファイルは次ページ参照

▲読み上げの際に、「ピクトグラムの説明」と下記の「バリアフリー情報」の区別がつかなかった。説明表に掲載されている設備が、全て（全庁舎に）整備されているものと誤認してしまうおそれがある。【点検実施者B】

〈庁舎のバリアフリー施設一覧(平成30年4月1日現在)〉

※ご不明な点は、各庁にご確認をお願いします。

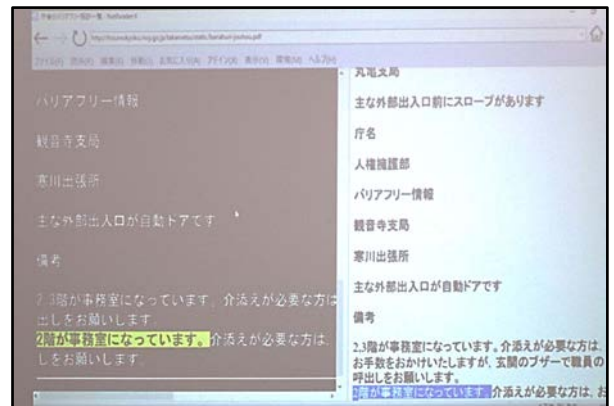
ピクトグラムの説明

駐車場があります	洋式トイレがあります	受付案内所があります
車いす使用者が利用できる駐車区画があります	乳幼児のおむつを交換できる台があります	一般用のエレベーターがあります
主な外部出入口が平坦です	車いすで利用できるトイレがあります	車いす使用者が利用できるエレベーターがあります
主な外部出入口前に段差や階段があります	オストメイトが利用できるトイレがあります	点字表示又は音声付のエレベーターがあります
主な外部出入口前にスロープがあります	敷地内通路や建物内部に視覚障害者誘導用ブロックがあります	貸出用車いすがあります
主な外部出入口が自動ドアです	点字による触知案内板があります	AED(自動体外式除細動器)があります

バリアフリー情報

庁名	施設一覧	備考
本局		
人権擁護部		
丸亀支局		2,3階が事務室になっています。介添えが必要な方は、お手数をおかけいたしますが、玄関のプザーで職員の呼出しをお願いします。
観音寺支局		2階が事務室になっています。介添えが必要な方は、お手数をおかけいたしますが、玄関のプザーで職員の呼出しをお願いします。
寒川出張所		

▲ピクトグラム（画像）の読み上げができなかった。画像等を使用する場合は、音声で画像の内容を把握できるように代替テキストを設定してほしい。【点検実施者A、C】



※上の写真は、高松法務局のバリアフリー情報を読み上げている際の画面である。ピクトグラムの部分が文字に変換されていないため、読み上げが困難となっている。

## <高松高等検察庁>

English サイトマップ 法務省ホームページ 検察庁ホームページ

高松高等検察庁 Takamatsu High Public Prosecutors Office 本文

文字サイズ 標準 拡大 色変更・音声読み上げ・ルビ振り

ホーム 高松高検について 各種制度 広報 調達・採用情報

高松高等検察庁 > 高松高検について > バリアフリー施設

### バリアフリー施設

最終更新日：2016年7月14日

高松高等検察庁には、次のバリアフリー施設があります。

- 1 駐車場及び外構について
  - ア 車いす対応駐車区画
  - イ 誘導用ブロック
  - ウ スロープ
- 2 エレベータについて
  - ア 点字・音声付エレベータ
  - イ 車いす対応エレベータ
- 3 トイレについて
  - 車いす対応トイレ
- 4 AED
  - 1階・2階・3階・5階・7階に設置しています。
- 5 その他
  - ア 車いすの貸出し
  - イ 拡大鏡の貸出し
  - ウ 老眼鏡の貸出し
  - エ ホワイトボードの備付け

◎庁舎のバリアフリー情報がテキストで提供されているので、読み上げの際に内容が聞き取りやすい。【点検実施者A、B、C】

＜四国財務局＞

四国財務局 所在地・交通アクセス

所在地

〒760-8550  
高松市サンポート3番33号  
高松サンポート合同庁舎(南館)

電話  
087-811-7780

FAX  
087-823-2077

入館方法

高松サンポート合同庁舎では入退館ゲートが設置されています。入館される方には、受付窓口(総合受付又は時間外受付)にて「一時通行証」を発行します。その際、身分証を確認させていただきますので、**お手数ですが身分証を必ずお持ちください。**身分証をお持ちでない方は、訪問先職員が確認しますので、少々お待ちいただくこととなります。

身分証  
運転免許証、パスポート、住民基本カード、国民健康保険証、年金手帳、障害者手帳、社員証・学生証(顔写真付)、公的機関発行の身分証 等

一時通行証の発行手続き

- 入館者受付票をお持ちでない場合は、受付窓口にて「入館者受付票」をご記入いただき、窓口へ提出願

◇ページタイトルの「四国財務局 所在地・交通アクセス」から、バリアフリー情報が掲載されているのか判断しづらい。「バリアフリー」等の文言を加えると分かりやすい。

【点検実施者D】

(ただし、施設に関する情報を確認する際には、「アクセス」といった検索ワードを用いるという結果もみられた。

【点検実施者C】(35 ページ参照)

- 四国財務局 関連リンク集
  - その他の四国財務局に関する情報
  - 災害に関する当局の取組み
- PDFファイルをご覧いただくには Adobe Reader(無償)が必要です。ダウンロードした後インストールしてください。
- Get Adobe Reader
- Adobe Readerダウンロードページのリンク先

◎一覧表(画像)に代替テキストが設定されており、内容が分かりやすかった(聞き取りやすかった。)。【点検実施者A、B、C】



◎本局及び管内財務事務所のホームページにおいて、同一の一覧表(画像)を使用しているが、代替テキストの内容が局所ごとの情報を読み上げるようにそれぞれ設定されており、分かりやすかった。【点検実施者A、C】

庁舎のバリアフリー施設一覧

庁舎のバリアフリー施設一覧(平成29年11月現在)

施設項目	四国財務局	徳島財務事務所	松山財務事務所	高知財務事務所	備考
エレベーターがあります					
エントランスまでの点字ブロックがあります					
車いす使用者用駐車場があります					空欄に段差はありません
車いす対応トイレがあります					
乳幼児イス付トイレがあります					
おむつ交換台があります					
オストメイト対応トイレがあります					
貸出用車いすがあります					
補助犬をお連れいただけます					

<香川労働局>

厚生労働省  
香川労働局

ホーム > 労働局について

労働局について

- 香川労働局のご案内へ
- 関連施設
- 内部監査の実施状況について
- 香川労働局予算執行状況

● 関連リンク

- 労働基準監督署
- ハローワーク

香川県公式ホームページ

Get ADOBE® READER®  
サイト内のPDF文書をご覧になるにはAdobe Readerが必要です。

労働局について

- 香川労働局のご案内
- 平成30年度 香川労働局労働行政運営方針
- 平成30年度 労働行政のとり組み
- 香川地方労働審議会議事録
- 内部監査の実施状況について
- 香川労働局予算執行状況

● 関連施設

- 総合労働相談コーナー
- 各施設のバリアフリー情報

バリアフリー情報  
関連リンク: 国土交通省「歩行者移動支援に関するデータサイト」

職場での悩み  
トコフルありまぜんか?  
無料相談

厚生労働省による  
メールマガジン  
香川県人事労務マガジン

電子申請

働く人のメンタルヘルス  
ポータルサイト  
「こころの耳」

熱中症に注意!!

ポジティブ・アクション

コースメール  
認定制度

J-10ネットマガジン  
職業訓練情報  
毎月1回発行

求人情報  
ハローワークインターネットサービス

新卒者・既卒者支援  
事業主の皆様へ

職場での・・・  
セクシュアルハラスメント

東日本大震災の被災地で  
がれきの処理作業に  
従事される皆様へ

香川労働局 〒760-0019 高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎3階  
Copyright (c) 2000-2016 Kagawa Labor Bureau All rights reserved. 障害電話番号

▲小見出し「バリアフリー情報」をクリックして、別途 Excel ファイルを開く手順となっているが、Excel ファイルの場合、正確に読み上げられないことがあるので、バリアフリー情報は、なるべくテキストで直接ページ上に掲載してもらえると分かりやすい。【点検実施者 A、B】

※「バリアフリー情報」をクリックして Excel ファイル表示

香川労働局各施設バリアフリー情報

区分 施設名	出入口	廊下等	階段	傾斜路	エレベーター	便所	敷地内の通路	駐車場	標識	案内設備	案内設備までの経路	インターホン	備考
香川労働局	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	
高松労働基準監督署	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	
高松労働基準監督署 小豆島駐在事務所	適	不	不	不	不	不	適	適	適	適	適	適	
丸亀労働基準監督署	適	不	不	不	不	不	不	適	適	不	不	適	
坂出労働基準監督署	適	不	不	不	不	不	適	不	不	不	不	適	
観音寺労働基準監督署	適	適	不	不	不	不	適	適	適	不	不	適	
東かがわ労働基準監督署	適	適	不	不	不	不	適	適	適	不	不	適	
高松公共職業安定所	適	適	不	不	不	不	不	適	適	適	不	適	
しごとプラザ高松	適	不	不	不	不	不	不	適	適	適	不	適	
丸亀公共職業安定所	適	適	不	不	不	不	不	適	適	適	不	適	
坂出公共職業安定所	適	不	不	不	不	不	不	適	適	適	不	適	
観音寺公共職業安定所	適	不	不	不	不	不	不	適	適	適	不	適	
さぬき公共職業安定所	適	適	不	不	不	不	不	適	適	適	不	適	
さぬき公共職業安定所 東かがわ出張所	適	適	不	不	不	不	不	適	適	適	不	適	
土庄公共職業安定所	適	適	適	適	不	不	適	適	適	適	適	適	

▲表中の「適」・「不適」の意味が分かりづらいため、庁舎のバリアフリー情報を正しく把握できないおそれがある。「適」・「不適」が何を意味するのか説明書きを加えるか、「対応しています」等の平易な表現を用いるなど、分かりやすくする工夫が必要である。【点検実施者 A、B、C、D】



経済産業省  
四国経済産業局  
Shikoku Bureau of Economy, Trade and Industry

ホーム 施策

▶ 合同庁舎への入館案内

印刷

四国経済産業局について

- 四国経済産業局電話番号
- 組織案内
- 幹部名簿
- 地図
- 合同庁舎への入館案内

合同庁舎への入館案内

合同庁舎への入館方法について (身分証をお持ち下さい)

高松サンポート合同庁舎では庁舎内のセキュリティ強化を図るため入退館ゲートを設置し、平成22年4月1日(木)から運用を開始しています。  
来訪者の方は、お手数ですが、受付窓口(総合受付)にて「一時通行証」の発行を受ける際、身分証を確認させていただきます。身分証をお持ちでない方は、訪問先職員に確認しますので、少々お待ちいただくこととなります。

※身分証の例  
運転免許証  
パスポート  
住民基本カード  
国民健康保険証  
年金手帳  
障害者手帳  
社員証・学生証(顔写真付)  
公的機関発行の身分証 等

一時通行証の発行手続き

- 「入館者受付票」を本ホームページからダウンロードし、記入ご持参いただければ、身分証の示のみでスムーズに入館できます。
- 上記以外の方については、受付窓口にて、「入館者受付票」の記入・提出及び身分証の提示となります。

▶ 入館者受付票(PDF形式:85KB)

皆様には、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

合同庁舎北館のバリアフリー施設一覧

案内・誘導	JR高松駅及びシンボルタワー側からエントランスまで点字ブロックがあります。合同庁舎敷地内では点字ブロックに沿って音声案内もしています。
移動	メインのエレベーターは、車椅子対応・階数の点字表記しています。 貸出用車いす (1階玄関合同庁舎受付にお申し出ください。)
トイレ	多機能トイレに、オストメイト・ベビーシート・フィッティングシートを設置 高層棟 1階に男女共用 1箇所 低層棟 1階に男子用・女子用 各1箇所 低層棟 2階に男女共用 1箇所  2～13階にゆったりトイレ(車いす使用者及び、誰もが利用できるトイレ) 高層棟 偶数階に男子用を、奇数階に女子用を設置

▶ 利用規約 ▶ 法的事項 ▶ プライバシーポリシー ▶ リンク

四国経済産業局 〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 代表電話 087-811-8900  
Copyright Shikoku Bureau of Economy, Trade and Industry. All Rights Reserved.

◇ページタイトルである「合同庁舎の入館案内」から、バリアフリー情報が掲載されているのか判断しづらいため、「バリアフリー」等の文言を加えると分かりやすい。【点検実施者A】(ただし、施設に関する情報を確認する際には、類似する文言として「館内のご案内」といった検索ワードを用いるという結果もみられた。【点検実施者C】(35ページ参照))

◎庁舎のバリアフリー情報がテキストで提供されているので、読み上げの際に内容が聞き取りやすい。【点検実施者B、C】

◎設備の有無だけでなく、どこ(何階)にあるのかまで掲載されているので、ありがたい。【点検実施者B】



## <四国地方整備局>

[四国地方整備局](#) > [四国地方整備局基本情報](#) > [アクセス情報](#)

### アクセス情報

高松サンポート合同庁舎に入館される方へのご案内

高松サンポート合同庁舎では庁舎内のセキュリティ強化を図るため入退館ゲートを設置し、平成22年4月1日(木)から運用を開始しています。入館をご希望の方は、受付窓口(総合受付又は時間外受付)にて「一時通行証」の発行を受ける際、身分証を確認させていただきますので、**お手数ですが身分証を必ずお持ちください。**

身分証をお持ちでない方は、訪問先職員に確認しますので、少々お待ちいただくことになります。

#### 身分証

運転免許証、パスポート、住民基本カード、国民健康保険証、年金手帳、障害者手帳、社員証・学生証(顔写真付)、公的機関発行の身分証 等

#### 一時通行証の発行手続き

「入館者受付票」をあらかじめ記入の上、ご持参いただければ、身分証の提示のみでスムーズに入館できます。

「入館者受付票」をお持ちでない場合は、受付窓口にて「入館者受付票」をご記入いただき、身分証を提示していただきます。

[入館者受付票\(PDF形式:57KB\)のダウンロード](#)

### アクセスマップ



#### 四国地方整備局への交通機関

- 【JR高松駅から】 徒歩 約3分
- 【ことடன்高松築港駅から】 徒歩 約7分
- 【高松空港から】
  - バス 約40分  
(JR高松駅下車 徒歩約3分)
  - タクシー 約30分
- 【高松自動車道】
  - 高松西インターチェンジから車 約20分
  - 高松中央インターチェンジから車 約20分

### 庁舎のバリアフリー施設一覧

[高松サンポート合同庁舎](#) [エクセルデータはこちら \(EXCEL: 28kb\)](#)

[リンク・著作権](#)・[プライバシーポリシー](#)等について | [リンク集](#) | [お問合せ窓口](#)

※「庁舎のバリアフリー施設一覧」の「高松サンポート合同庁舎」をクリックした先の PDF ファイルは次ページ参照

◎PDF ファイルでも、文字情報だけであるので、読み上げた内容を理解できる。【点検実施者A、C】

## ■高松サンポート合同庁舎のバリアフリー施設一覧

項目	バリアフリー情報
案内・誘導	JR高松駅及びシンボルタワー側からエントランスまで点字ブロックがあります。 合同庁舎敷地内では点字ブロックに沿って音声案内もしています。
地下駐車場	地下1階駐車場にゆったり駐車場、車椅子用駐車場として4台設置しています。 (合同庁舎駐車場係員にお申し出ください。)
移 動	メインのエレベーターは、車椅子対応・視覚障害者対応(階数の点字表記)しています。 主な建物出入口までの経路にスロープ・段差はありません。 主な建物出入口には自動ドアが設置されています。 庁舎内貸出用車いすがあります。(1階玄関合同庁舎受付にお申し出ください。)
トイレ	多機能トイレに、オストメイト・ベビーシート・フィッティングシートを設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高層棟 1階に男女共用 1箇所</li> <li>・低層棟 1階に男子用・女子用 各1箇所</li> <li>・低層棟 2階に男女共用 1箇所</li> </ul>
	2～13階にゆったりトイレ (車いす使用者及び、誰もが利用できるトイレ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・高層棟 偶数階に男子用を、奇数階に女子用を設置</li> </ul>

◎設備の有無だけでなく、どこ(何階)にあるのかまで掲載されているので、ありがたい。【点検実施者B】

<四国運輸局>

▲キーワード検索を行ったところ、検索結果上に庁舎移転前のバリアフリー情報に係るページが表示された。検索の支障となるおそれがあるため、古い情報が検索結果に出てこないようにしてほしい。【点検実施者A、B、C、D】

The screenshot shows the website's search results page. A search for '四国運輸局へのアクセス' (Access to Shikoku Transport Bureau) has been performed. The results list various departments and their contact information. A green box highlights the search results, and a green arrow points to a specific result titled '四国運輸局へのアクセス'.

部署名	電話番号
総務部	Tel.087-920-6110
人環課	Tel.087-920-6116
会計課	Tel.087-920-6117
資金課(元:電算管理課)	Tel.087-911-9393
広報対策室	Tel.087-920-6112
交通課	Tel.087-920-6118
交通企画課	Tel.087-920-6119
運送課	Tel.087-920-6120
運送企画課	Tel.087-920-6121
運送安全課	Tel.087-920-6122
運送安全課(海陸)	Tel.087-920-6123
運送安全課(航空)	Tel.087-920-6124
運送安全課(船舶)	Tel.087-920-6125
運送安全課(鉄道)	Tel.087-920-6126
運送安全課(バス)	Tel.087-920-6127
運送安全課(タクシー)	Tel.087-920-6128
運送安全課(自転車)	Tel.087-920-6129
運送安全課(徒歩)	Tel.087-920-6130
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6131
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6132
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6133
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6134
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6135
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6136
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6137
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6138
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6139
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6140
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6141
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6142
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6143
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6144
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6145
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6146
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6147
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6148
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6149
運送安全課(その他)	Tel.087-920-6150

◇ページタイトルである「四国運輸局へのアクセス」から、バリアフリー情報が掲載されているのか判断しづらいため、「バリアフリー」等の文言を加えると分かりやすい。【点検実施者A】  
 (ただし、施設に関する情報を確認する際には、「アクセス」といった検索ワードを用いるという結果もみられた。【点検実施者C】(35ページ参照))

▲表内を読み上げる際、まず、上段のテキストを左から右の順で読み上げた後、下段の代替テキストを設定しているピクトグラムを読み上げるため、上段と下段の内容が結びつかず、理解しづらい。  
 【点検実施者A、C】

▲どこからどこまでがテキストの読み上げで、どこからどこまでが代替テキストを設定しているピクトグラムの読み上げなのか分かりにくかった。例えば、代替テキストの文頭に「(画像)」(カッコ ガゾウ)と入力してもらえれば、代替テキストの読み上げが開始されると判断できるので、分かりやすい。【点検実施者C】

The screenshot shows a table titled '庁舎のバリアフリー情報' (Barrier-free information of the office). The table lists various facilities and their accessibility status. A green box highlights the table, and a green arrow points to a specific row.

駐車場	案内設備 までの経路	敷地内通路	出入り口	エレベーター	トイレ
			主な建物出入口 には自動ドアあり		

Excelデータ(11kb)はこちら

▲ページの先頭へ戻る

▲住所に関する情報の下にバリアフリー情報がある方が分かりやすい。【点検実施者C】  
 (ページ内の情報が多い場合は、ページ内リンクを設定すると検索しやすいという結果もみられた。【点検実施者B、C】(26ページ参照))

図表 20 外部講師を招いて研修を実施している事例

実施機関	研修内容
高松高等検察庁	高松高等検察庁では、平成 28 年度、公益財団法人香川県身体障害者団体連合会副会長、公益財団法人香川県視覚障害者福祉協会会長、香川県視覚障害者福祉センター視覚障害生活訓練等指導者及び公益社団法人香川県聴覚障害者協会常務理事を講師に招き、肢体障害、視覚障害及び聴覚障害に関する研修を、全職員を対象に実施した。
高松国税局	高松国税局では、平成 28 年度から、管内税務署の総務課長を召集した会議の際、外部講師を招いての研修を実施しており、28 年度は企業向けの教育・研修等を実施している会社に依頼して、障害種別の特性や応対における配慮等に関する研修を、29 年度は高松市障がい福祉課に依頼して、障害者差別解消法の内容等に関する研修を実施した。
四国地方整備局	四国地方整備局では、新規採用職員研修において、高松市人権啓発課に依頼して、障害者差別解消法の内容等に関する研修を実施している。
四国運輸局	四国運輸局では、新規採用職員研修において、高松市人権啓発課に依頼して、障害者差別解消法の内容等に関する研修を実施している。また、初任係長研修において、高松法務局人権擁護部に依頼して、障害者差別解消法の内容等に関する研修を実施している。
観音寺市	<p>観音寺市では、以下のとおり外部講師を招いての研修を実施している。</p> <p>① 平成 28 年度に、一般社団法人日本雇用環境整備機構から講師を招き、障害者差別解消法の内容や、民間事業における障害のある方への対応事例等に関する研修を、全職員を対象に実施した。また、本研修では、車椅子の使用方法について実地に学んだほか、全ての職員が参加できるよう、2 日間実施した。</p> <p>② 課長補佐級研修において、特定非営利活動法人香川人権研究所から講師を招き、障害者差別解消法や合理的配慮の内容等に関する研修を実施している。</p>
さぬき市	さぬき市が平成 28 年度に実施した研修は、全ての職員が参加できるよう 4 日間で午前・午後それぞれ実施（計 8 回）しているが、うち 2 日間（計 4 回分）の研修では、香川県障害福祉相談所から講師を招き、障害者差別解消法の主旨や障害特性等に関する研修を実施した。
東かがわ市	<p>東かがわ市では、以下のとおり全職員を対象に外部講師を招いての研修を実施している。</p> <p>① 平成 28 年度に、特定非営利活動法人香川人権研究所から講師を招き、障害者差別解消法や合理的配慮の内容等に関する研修を実施した。</p> <p>② 平成 29 年度に、三重大学から講師を招き、障害者差別解消法や社会モデルの概要に関する研修を実施した。</p> <p>③ 平成 30 年度に、大阪市立大学から講師を招き、障害者に関する事件を</p>

実施機関	研修内容
	踏まえた行政機関が行うべき合理的配慮に関する研修を実施した。
三豊市	三豊市では、平成 28 年度、特定非営利活動法人香川人権研究所から講師を招き、障害者差別解消法や合理的配慮の内容等に関する研修を、全職員を対象に実施した。
土庄町	土庄町では、平成 28 年度、障害者施策に関する有識者を講師に招き、障害者差別解消法制定の背景・概要とポイントに関する研修を、全職員を対象に実施した。
小豆島町	<p>小豆島町では、平成 28 年度に、以下のとおり全職員を対象に外部講師を招いての研修を実施している。</p> <p>① 障害者施策に関する有識者を講師に招き、障害者差別解消法制定の背景・概要とポイントに関する研修を実施した。</p> <p>② 特定非営利活動法人香川人権研究所から講師を招き、障害者差別解消法や合理的配慮の内容等に関する研修を実施した。</p>
琴平町	琴平町では、平成 29 年度、認定特定非営利活動法人 DPI 日本会議から講師を招き、障害者権利条約や障害者差別解消法の内容等に関する研修を、全職員を対象に実施した。
まんのう町	まんのう町では、平成 28 年度、四国学院大学から講師を招き、障害者差別解消法の要点や課題等に関する研修を、全職員を対象に実施した。また、本研修は、全職員が参加できるよう、4 日間実施した。

(注) 当局の調査結果による。

図表 21 自機関において実技や実演を盛り込んだ研修・講習を開催・受講している事例

実施機関	研修・講習内容
香川大学	<p>香川大学では、学生及び教職員の障害者支援に関する知識・スキル向上等を目的として、以下のとおり講習会等を開催している。</p> <p>(車椅子介助体験)</p> <p>平成 28 年度に、同大学医学部附属病院リハビリテーション部理学療法士及び作業療法士を講師に招き、「車椅子の介助方法と注意点について」と題した講義を開催し、学生や教職員が参加した。講義では、車椅子の使用方法や介助方法等について説明が行われたほか、実際にキャンパス内を車椅子で移動し、車椅子移動の際、障害になりそうな箇所の確認なども行われた。</p> <p>(手話講習)</p> <p>平成 29 年度に、香川県聴覚障害者福祉センター主任を講師に招き、初心者向け手話講習会を開催し、学生や教職員が参加した。講習会は、自己紹介などについて、実技を交えながら行われた。</p> <p>なお、平成 30 年度も同じ方を招き、日常会話等について実技を交えながらの手話講習会を開催した。</p> <p>(要約筆記講習)</p> <p>平成 29 年度に、特定非営利活動法人香川県要約筆記サークル「ゆうあい」理事を講師に招き、初心者向け要約筆記講習会を開催し、学生や教職員が参加した。講習会は、要約筆記のポイントや要約筆記で使用する略号・略語等について、要約筆記を行っている様子を交えながら行われた。</p> <p>(障害のある学生の特性に配慮した防災訓練)</p> <p>平成 29 年度に、障害のある学生（特に車椅子を利用している学生）の特性に配慮した防災訓練を実施した。担架・エアストレッチャーの使用方法等の技術練習を行ったほか、避難行動訓練を行った。</p>
丸亀市	<p>丸亀市では、障害者差別解消法施行を契機に、庁内窓口における対応の充実、障害者に対する理解促進を図る目的で、主に窓口対応職員を対象とした手話講座を平成 28 年度から毎年度開催している。福祉課に常駐している手話通訳者が講師となり、窓口で役立つ手話について実技を交えながら説明しているほか、聴覚障害者に対する災害時における支援の留意点等についても説明している。</p>
観音寺市	<p>観音寺市では、外部講師を招いての研修（図表 20 の同市における研修内容の①参照）の中で、車椅子の使用方法について実地に学んだ。</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社員のサービス介助士資格取得を推進しており、資格取得のための実技教習において、車椅子操作や介助演習等を受講している。(1 社)</li> <li>○ 新人運転手教育時や全社員を対象とした教育時に、車椅子使用者の乗降支援の方法やノンステップバス使用方法について、実技による訓練を行っている。(1 社)</li> </ul>

実施機関	研修・講習内容
事業者	○ 新人運転手教育時に、車両に設置されている車椅子席の利用方法や車椅子使用者の乗降支援の方法について、実技による訓練を行っている。また、平成 29 年度は、当該教育以外の機会にも、車椅子使用者の乗降支援の方法について、実技による訓練を行っている。(1 社)

(注) 当局の調査結果による。

図表 22 障害のある方等の疑似体験ができる自機関の施設を活用している事例（四国地方整備局）

四国地方整備局では、四国技術事務所内に視覚障害のある方や車椅子利用者等の疑似体験（ユニバーサルデザイン歩行体験コース）ができる施設があり、新規採用職員研修の中で、当該疑似体験を行っているとしている。

表 ユニバーサルデザイン歩行体験コースの概要

- 【Aゾーン】ユニバーサルデザインによる歩行体験ゾーン（グレーチングに車椅子の車輪や杖が挟まらないか等の体験ができるゾーン）
- 【Bゾーン】横断歩道部の比較体験ゾーン（歩車道境界にある様々な段差の通行等の体験ができるゾーン）
- 【Cゾーン】従来型アスファルト舗装部のバリア体験ゾーン（点字ブロックのとぎれによる障害等の体験ができるゾーン）
- 【Dゾーン】コンクリート舗装部の比較体験ゾーン（コンクリート蓋の上を通行する際の障害等の体験ができるゾーン）
- 【Eゾーン】舗装材料の比較体験ゾーン（視覚障害者用誘導ブロックと舗装材の輝度比の比較等の体験ができるゾーン）
- 【Fゾーン】坂路・歩道橋上での比較体験ゾーン（坂路勾配の比較等の体験ができるゾーン）

（注）本表は、「ユニバーサルデザイン歩行体験コース」（四国地方整備局四国技術事務所資料）に基づき当局が作成した。

ユニバーサルデザイン歩行体験コースを利用する際、車椅子や疑似体験キットが必要な場合は貸出しも行っているほか、当該施設は、事前に申し込めば他機関の職員の利用も可能となっている。

（注）当局の調査結果による。



図表 23 障害者対応を適切に行うためのマニュアルを自機関で独自に作成している事例

作成機関	事例の詳細	
香川県	マニュアル名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員対応ハンドブック（以下「ハンドブック」という。）</li> <li>○ さべかい・ともいきガイドブック（以下「ガイドブック」という。）</li> </ul>
	作成時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハンドブック：平成 28 年 3 月</li> <li>○ ガイドブック：平成 30 年 3 月</li> </ul>
	作成経緯・理由	<p>【ハンドブック】 対応要領等に沿った適切な対応がとれるよう、場面や状況に応じた配慮について具体的に示す必要があったため。</p> <p>【ガイドブック】 「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」第 8 条第 2 項の規定に基づき作成。</p>
	内容の概要	<p>【ハンドブック】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害者差別解消法の概要（制定経緯、障害者差別解消法のポイントについて掲載。）</li> <li>② 障害特性（障害種別ごとの特徴や求められる配慮について掲載。）</li> <li>③ 場面ごとの配慮（庁舎内の誘導・窓口対応時、講演会等開催時、緊急対応時における配慮について掲載。）</li> <li>④ 障害者差別に係る相談（相談を受けた場合の流れについて掲載。）</li> <li>⑤ 資料編（視覚障害者の誘導方法、車椅子の介助方法、補助犬等について掲載。）</li> </ul> <p>【ガイドブック】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基本的考え方（障害者差別解消法のポイント等について掲載。）</li> <li>② 分野別における対応の留意点（福祉サービス、公共交通などの分野ごとに不利益な取扱いに該当する可能性がある例や合理的配慮の例を掲載。）</li> <li>③ 障害別による対応の留意点（障害種別ごとの特徴や求められる配慮について掲載。）</li> <li>④ 資料編（視覚障害者の誘導方法、車椅子の介助方法、補助犬等について掲載。）</li> </ul>
	備考	<p>ハンドブック及びガイドブックは、香川県ホームページで公開されている。</p>

作成機関	事例の詳細	
さぬき市	マニュアル名	障害を理由とする差別の解消の推進に関するさぬき市対応マニュアル（以下「対応マニュアル」という。）
	作成時期	平成 28 年 3 月
	作成経緯・理由	香川県主催の会議に当時の職員が参加した際、香川県や先進的に取り組んでいる地方公共団体の状況等を知り、当該情報を踏まえ、職員が適切に対応するための基本的事項として作成。
	内容の概要	① 趣旨（対応マニュアルの対象となる職員の範囲、位置付け等を掲載。） ② 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の考え方（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例や合理的配慮の例等について掲載。） ③ 相談等の体制（相談を受け付ける際の留意事項、相談を受けた場合の流れ、障害を理由とする差別の解消に向けた取組に係る関係各課における役割等について掲載。） ④ 研修・啓発（研修実施の流れ等について掲載。） ⑤ 資料編（障害種別ごとの特徴や求められる配慮等について掲載。）
	備考	対応マニュアルの詳細は、別冊資料 3「参考マニュアル集」参照。
三豊市	マニュアル名	障害のある市民へのサポートマニュアル
	作成時期	平成 28 年 4 月
	作成経緯・理由	障害種別や心身の状態は一人一人異なる上、複数の障害を併せ持つ場合もあることから、職員が柔軟に対応することの重要性を踏まえ作成。
	内容の概要	障害種別ごとの特徴やコミュニケーション時の留意点等について掲載。
	備考	障害のある市民へのサポートマニュアルの詳細は、別冊資料 3「参考マニュアル集」参照。
綾川町	マニュアル名	障害者差別解消法資料
	作成時期	平成 28 年 4 月
	作成経緯・理由	職員間での協議の中で、「障害の特性を職員が理解する必要がある。」との意見が出たため。

作成機関	事例の詳細	
綾川町	内容の概要	<p>「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」(平成27年11月厚生労働大臣決定)から、以下の内容等を引用し、コンパクトにまとめている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害者差別解消法制定の経緯</li> <li>② 障害特性に応じた対応について(特徴や求められる配慮を対応表形式で作成の上掲載。)</li> <li>③ 補助犬とは(補助犬の種類、受入れ義務のある場所等を掲載。)</li> </ul>
	備考	<p>障害者差別解消法資料の詳細は、別冊資料3「参考マニュアル集」参照。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表 24 障害を理由とする差別的解消に関する啓発活動の実施状況

実施機関	種類	対象者	主な内容
高松法務局丸亀支局 丸亀公共職業安定所	講演会	企業の採用担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸亀公共職業安定所では、毎年度、企業の採用担当者に対する求人手続に係る説明会と併せて、人権問題に係る講演会を高松法務局丸亀支局に依頼して実施しており、平成 30 年度は、同局が障害者差別解消法等についての講演を実施</li> </ul>
四国運輸局	講演会	公共交通事業者、旅行者、地方公共団体職員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法の説明や、外部講師を招いて、同法を踏まえたお客様対応や難聴への理解等についての講演を実施</li> </ul>
	講演・講習会	国内旅客船事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人日本旅客船協会と共催で開催し、障害者差別解消法の説明や、障害者等へのサポート等についての講演を実施。また、手話講習や車椅子体験等の講習も実施</li> </ul>
	ホームページ	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府の「障害を理由とする差別的解消の推進」に関するページへのリンク、「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」等を掲載</li> </ul>
香川県	広報誌	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法や「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」の概要等に係る記事を掲載</li> </ul>
	パンフレット	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法や「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」の概要等が掲載されたパンフレットを配布</li> </ul>
	ガイドブック	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法や「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」の概要、業務分野ごとの合理的配慮の例、視覚障害者の誘導方法や車椅子の介助方法等をまとめたガイドブックを配布</li> </ul>
	講演会	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込を受けて、障害者差別解消法の概要、「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」の概要等についての講演を随時実施</li> </ul>

実施機関	種類	対象者	主な内容
	ヘルプマーク	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部障害の方など援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方が、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるために身に着けるマークを、県内全地方公共団体の福祉部局の窓口等で配布</li> </ul>
高松市	ホームページ	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法の概要等を掲載</li> </ul>
	広報誌	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載</li> </ul>
	パンフレット	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布</li> </ul>
	講演会	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込みを受けて、障害者差別解消法の概要等についての講演を随時実施</li> </ul>
	研修会	公共交通事業者等 民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚に障害のある方を講師として招き、障害に対する理解についての講演や障害別のコミュニケーション体験等を実施</li> <li>図表 28 参照</li> </ul>
丸亀市	ホームページ	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法の概要等を掲載</li> </ul>
	広報誌	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載</li> </ul>
	パンフレット	自治会役員、婦人会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布</li> </ul>
	講演会	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部講師を招いて、障害者差別解消法の施行を受けての今後取り組むべき課題や障害者差別の現状についての講演を実施</li> </ul>
	ホームページ	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法の概要等を掲載</li> </ul>
坂出市	広報誌	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載</li> </ul>
	パンフレット	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布</li> </ul>
	ホームページ	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法の概要等を掲載</li> </ul>
普通寺市	広報誌	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載</li> </ul>
	パンフレット	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布</li> </ul>
	講演会	民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法の概要についての説明</li> </ul>
	ヘルプカード	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出時などの際、周囲に必要な支援等を知らせるためのカードを配布</li> </ul>

実施機関	種類	対象者	主な内容
観音寺市	ホームページ	住民	・ 障害者差別解消法の概要等を掲載
	広報誌	住民	・ 障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
	パンフレット	住民	・ 障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布 ・ 「障害者差別解消法ができました」(内閣府作成リーフレット)を配布
	ホームページ	住民	・ 障害者差別解消法の概要等を掲載
	広報誌	住民	・ 障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
	パンフレット	住民	・ 障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布 ・ 「障害者差別解消法ができました」(内閣府作成リーフレット)を配布
さぬき市	パネル展示等	住民	・ 耳マーク等障害者に関係するマークを掲載したパネルを展示。その際、住民が作成したオストメイトマークを啓発するためのポケットトテイツェも併せて配布
	説明会	障害者団体	・ 障害者差別解消法の概要について説明
東かがわ市	研修会	民生委員・児童委員等	・ 図表 28 参照
	ホームページ	住民	・ 障害者差別解消法の概要等を掲載
	広報誌	住民	・ 障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
	パンフレット	住民	・ 障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
	講演会	住民	・ 外部講師を招いて、障害者差別解消法の概要、合理的配慮の提供方法等についての講演を実施
	ホームページ	住民	・ 障害者差別解消法の概要等を掲載
三豊市	広報誌	住民	・ 障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
	パンフレット	住民	・ 障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
土庄町	ホームページ	住民	・ 障害者差別解消法の概要等を掲載
	広報誌	住民	・ 障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載 (平成 30 年 7 月号には、

実施機関	種類	対象者	主な内容
			「土庄町障害のある人もない人も安心して暮らせる町づくり条例」に係る記事を掲載)
	パンフレット	住民	・ 障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
	講演会	老人会、身体障害者団体等	・ 障害者差別解消法等に関する講演を実施しているほか、平成 30 年度は、「土庄町障害のある人もない人も安心して暮らせる町づくり条例」の概要や新たに整備した障害者用駐車区画についても説明
	ヘルプカード	住民	・ 外出時などの際、周囲に必要な支援等を知らせるためのカードを配布 (平成 30 年 6 月から実施)
	ホームページ	住民	・ 障害者差別解消法の概要等を掲載
	広報誌	住民	・ 障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
小豆島町	パンフレット	住民	・ 障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
	チラシ	住民	・ 障害者差別解消法の概要等を掲載したチラシを作成・配布
	講演会	住民	・ 外部講師を招いて、障害者差別解消法の概要等に関する講演を実施
	ヘルプカード	住民	・ 外出時などの際、周囲に必要な支援等を知らせるためのカードを配布
	パンフレット	住民	・ 障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
	パネル展示	住民	・ 障害者種別ごとの合理的配慮の提供例等を掲載したパネルを展示
三木町	ヘルプカード	住民	・ 外出時などの際、周囲に必要な支援等を知らせるためのカードを配布 また、ヘルプカードを周知するため、広報物品としてうちわを製作・配布
	ホームページ	住民	・ 障害者差別解消法の概要等を掲載
	広報誌	住民	・ 障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
直島町	リーフレット	民生委員・児童委員	・ 民生委員・児童委員の会合の場で『合理的配慮』を知っていますか?』 (内閣府作成リーフレット) を配布

実施機関	種類	対象者	主な内容
宇多津町	ホームページ	住民	・ 障害者差別解消法の概要等を掲載（平成30年8月掲載開始）
	広報誌	住民	・ 障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
	パンフレット	住民	・ 障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
	ホームページ	住民	・ 障害者差別解消法の概要等を掲載（平成30年8月掲載開始）
	広報誌	住民	・ 障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
	パンフレット	住民、商工会等	・ 障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
綾川町	説明会	障害者団体等	・ 独自に作成した障害者差別解消法等に関する資料（図表23参照）を用いて説明
	災害時における聴覚障害者対応に係る冊子	図表25参照	
琴平町	ホームページ	住民	・ 障害者差別解消法の概要等を掲載（平成30年8月掲載開始）
	広報誌	住民	・ 障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
	ホームページ	住民	・ 障害者差別解消法の概要等を掲載（平成30年8月掲載開始）
	広報誌	住民	・ 障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
多度津町	リーフレット	住民	・ 『合理的配慮』を知っていますか？』（内閣府作成リーフレット）を配布
	ホームページ	住民	・ 障害者差別解消法の概要等を掲載
まんのう町	広報誌	住民	・ シリーズものとして、障害者基本法、障害者差別解消法等の概要や疑似体験等に係る記事を掲載
	パンフレット	住民	・ 障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
	ポスター	住民	・ 「平成28年4月1日から施行！障害者差別解消法」（内閣府作成ポスター）を地元の祭りの際に掲示

(注) 1 当局の調査結果による。

2 調査結果は、原則平成28年4月1日から30年5月31日までの間の実施状況のうち、当局が把握できたものを記載した（一部平成27年度から実施している内容や30年5月31日以降の実施に係る内容を含む。）。



図表 25 災害時における聴覚障害者への配慮に関する冊子を配布し、住民に啓発している事例  
(綾川町)

綾川町では、障害者団体等から、災害時における障害者対応に係るパンフレット等の作成について要望を受け、平成 29 年 7 月に「災害時に誰でもできる聴覚障害者への配慮」(製作：香川県聴覚障害者災害支援対策本部)を作成(公益社団法人香川県聴覚障害者協会(以下「県聴覚障害者協会」という。)からデータを提供してもらい、綾川町で冊子化)し、公民館等で配布して住民への啓発を図ったとしている。

表 1 「災害時に誰でもできる聴覚障害者への配慮」の掲載内容の概要

- 聴覚障害者についての説明(主なコミュニケーション方法等)
- 過去の災害時に聴覚障害者が被った不利益の内容(食料や救援物資配給の案内が拡声器など音声でなされたため、配給を受けられなかった等)
- 聴覚障害者が災害時に困ること・支援の留意点(電話ができないので、代わりに電話をする、大切な情報は筆談等で伝える等)
- 避難所での情報提供(避難所に「耳の聞こえない人はいますか?」「手話通訳は必要ですか?」と紙を貼り出す、ホワイトボードなどを準備しておく等)

(注)「災害時に誰でもできる聴覚障害者への配慮」に基づき、当局が作成した。

また、同町では同時期に、「聴覚障害者のための防災ハンドブック」(製作：県聴覚障害者協会、香川県聴覚障害者災害支援対策本部)も作成(県聴覚障害者協会からデータを提供してもらい、同町で冊子化)し、同じく公民館等で配布したとしている。

表 2 「聴覚障害者のための防災ハンドブック」の掲載内容の概要

- 平時からの取組(聴覚障害者向け住宅用火災警報器の設置、防災学習会への参加等)
- 地震発生時の留意点(まずは自分の身を守る、避難所生活では「聞こえない」ことを周りに伝えること等)
- 非常持出し品の内容

(注)「聴覚障害者のための防災ハンドブック」に基づき、当局が作成した。

(注) 当局の調査結果による。

図表 26 香川県内に設置されている障害者差別解消支援地域協議会の特徴的な構成員及び分野別構成員について

香川県内に設置されている障害者差別解消支援地域協議会の特徴的な構成員及び分野別構成員は、以下のとおりである。

- i) 医師会、歯科医師会が構成員となっている。【高松市障害者差別解消支援地域協議会、小豆圏域障害者差別解消支援地域協議会】
- ii) 商工会議所、公共交通事業者が構成員となっている。【高松市障害者差別解消支援地域協議会、三観地域障害者差別解消支援地域協議会、小豆圏域障害者差別解消支援地域協議会】
- iii) 弁護士会、司法書士会、成年後見センターリーガルサポートかがわが構成員となっている。【高松市障害者差別解消支援地域協議会、三観地域障害者差別解消支援地域協議会】
- iv) 大学が構成員となっている。【中讃西部圏域障害者差別解消支援地域協議会】
- v) 民生委員・児童委員、人権擁護委員、自治会が構成員となっている。【高松市障害者差別解消支援地域協議会、三観地域障害者差別解消支援地域協議会、小豆圏域障害者差別解消支援地域協議会】

表 香川県内に設置されている協議会の分野別構成員

協議会名	構成員の分野	当事者	行政	教育	福祉等	医療・保健	事業者	法曹等	その他
香川県障害者差別解消支援地域協議会		○	○	○	○	×	×	×	×
高松市障害者差別解消支援地域協議会		×	○	×	○	○	○	○	×
中讃西部圏域障害者差別解消支援地域協議会		○	○	○	○	×	×	×	○
中讃東圏域障害者差別解消支援地域協議会		×	○	○	○	×	×	×	×
三観地域障害者差別解消支援地域協議会		○	○	○	○	×	○	○	○
大川圏域障害者差別解消支援地域協議会		×	○	○	○	×	×	×	×
小豆圏域障害者差別解消支援地域協議会		○	○	○	○	○	○	○	×

(注) 1 調査結果は、平成 30 年 4 月 1 日時点の状況である。

2 構成員は、「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン」(平成 29 年 5 月内閣府政策統括官(共生社会政策担当))で示されている「想定される地域協議会の構成機関等」における「分野」欄に基づき、分類した。

3 「○」は各分野に該当する構成員が加入していることを、「×」は当該構成員が加入していないことを示す。

4 香川県障害者差別解消支援地域協議会には、相談事例の収集、分析等を所掌する同協議会事例検討部会が設置されており、本表では同部会を含む構成員について分類した。

(注) 当局の調査結果による。



高松市障害者差別解消支援地域協議会	当事者	
	行政	高松法務局、高松公共職業安定所、香川県、香川県警察本部、高松市（福祉事務所障がい福祉課、人権啓発課、人権教育課）
	教育	
	福祉等	高松市民生委員児童委員連盟、高松圏域自立支援協議会
	医療・保健	高松市医師会、高松市歯科医師会
	事業者	高松商工会議所
	法曹等	香川県弁護士会、香川県司法書士会
	その他	
	当事者	多度津町手をつなぐ育成会当事者部会
	行政	丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町、まんのう町、香川県（障害福祉課、精神保健福祉センター、障害福祉相談所、中讃保健福祉事務所）、丸亀公共職業安定所
中讃西部圏域障害者差別解消支援地域協議会	教育	高松養護学校、香川丸亀養護学校、善通寺養護学校、香川大学教育学部付属特別支援学校
	福祉等	精神保健福祉連絡会かめたの会、琴平町社会福祉協議会、児童デイサービスすまいる、NPO法人アンスル、相談支援事業 COMPASS サポート丸亀、障害者就業・生活支援センターくばら、香川県社会福祉事業団、相談支援事業所はなぞの、相談支援事業所野の花、しょうがい者生活支援センターふらっと
	医療・保健	
	事業者	
	法曹等	
	その他	四国学院大学
	当事者	
	行政	香川県（障害福祉課、障害福祉相談所、中讃保健福祉事務所、精神保健福祉センター）、坂出市、宇多津町、綾川町、坂出公共職業安定所

<p>中讃東圏域障害者差別解消支援地域協議会</p>	<p>教育</p>	<p>高松養護学校、香川中部養護学校、香川大学教育学部付属特別支援学校、丸亀養護学校、普通養護学校</p>
<p>中讃東圏域障害者差別解消支援地域協議会</p>	<p>福祉等</p>	<p>中讃地域生活支援センター、香川県ふじみ園相談支援センター、障害者生活支援センターピア、相談支援事業所わかたけ、あいうえお相談支援事業所、相談支援センターfine、相談支援センターさくら木、相談支援事業所かけはし、相談支援事業所楽笑、綾川町社会福祉協議会障害者相談支援事業所わんすてっぷ、障害者就業・生活支援センターくばら、坂出市社会福祉協議会、宇多津町社会福祉協議会、綾川町社会福祉協議会、香川県発達障害支援センターアールプスかがわ</p>
	<p>医療・保健</p>	
	<p>事業者</p>	
	<p>法曹等</p>	
	<p>その他</p>	
	<p>当事者</p>	<p>三豊市身体障害者協会</p>
	<p>行政</p>	<p>香川県（障害福祉相談所、障害福祉課、西讃保健福祉事務所）、観音寺市（社会福祉課、健康増進課、学校教育課）、三豊市（福祉課、子育て支援課）、観音寺公共職業安定所</p>
	<p>教育</p>	<p>香川西部養護学校、普通寺養護学校</p>
<p>三観地域障害者差別解消支援地域協議会</p>	<p>福祉等</p>	<p>観音寺市民生委員児童委員協議会、三豊市民生委員児童委員協議会、障害者生活支援センター結、指定相談支援事業所高瀬荘、地域生活支援センターえがお、障害者就業・生活支援センターつばさ、地域生活支援センターありあり、三豊市社会福祉協議会、観音寺市社会福祉協議会、NPO 法人ひまわり、障害福祉サービス事業所やまもも</p>
	<p>医療・保健</p>	
	<p>事業者</p>	<p>観音寺商工会議所、観音寺市大豊商工会、三豊市商工会</p>
	<p>法曹等</p>	<p>成年後見センターリーガールサポートかがわ</p>
	<p>その他</p>	<p>観音寺市自治会連合会、三豊市自治会連合会</p>

	<p>当事者</p> <p>行政</p> <p>教育</p> <p>福祉等</p> <p>医療・保健</p> <p>事業者</p> <p>法曹等</p> <p>その他</p>	<p>香川県（障害福祉相談所、東讃保健福祉事務所、精神保健福祉センター）、さぬき公共職業安定所、東かがわ市（学校教育課、地域包括支援センター、こども総合支援センター、福祉課）、さぬき市（学校教育課、地域包括支援センター、長寿障害福祉課）</p> <p>香川東部養護学校</p> <p>相談支援事業所ましましみず、相談支援事業所のぞみ、相談支援事業所白鳥、相談支援事業所クリマ、障害者就業・生活支援センター共生、香川県発達障害者支援センターアールプスかがわ、東かがわ市社会福祉協議会、さぬき市社会福祉協議会</p>
<p>大川圏域障害者差別解消支援地域協議会</p>	<p>当事者</p> <p>行政</p> <p>教育</p> <p>福祉等</p> <p>医療・保健</p>	<p>土庄町身体障害者福祉会、小豆島町身体障害者協会</p> <p>土庄公共職業安定所、香川県（障害福祉課、障害福祉相談所、小豆総合事務所）、土庄町（福祉課、住民環境課人権推進室、健康増進課、教育委員会）、小豆島町（健康づくり福祉課、教育委員会、人権対策課）</p> <p>高松養護学校、香川中部養護学校、小豆郡小学校長会、小豆郡中学校長会、小豆郡幼稚園長会、小豆郡保育研究会</p> <p>小豆郡手をつなぐ育成会、土庄町社会福祉協議会、小豆島町社会福祉協議会、社会福祉法人ひまわり福祉会、社会福祉法人明和会、NPO法人小豆島障がい児・者福祉ネットワークびいんず、社会福祉法人みくに園、NPO法人あすなろの家、社会福祉法人サンシャイン会、土庄町民生委員・児童委員協議会、小豆島町民生委員・児童委員協議会、香川県地域生活定着支援センター、障害者就業・生活支援センターオリーブ、香川県発達障害者支援センターアールプスかがわ</p> <p>小豆郡医師会</p>
<p>小豆圏域障害者差別解消支援地域協議会</p>		

	事業者	土庄町商工会、小豆島町商工会、小豆島航路連絡協議会、小豆島オリブバス株式会社、小豆島タクシー事業協同組合
	法曹等	高松人權擁護委員協議会小豆地区支部会
	その他	

- (注) 1 当局の調査結果による。  
2 各協議会の構成員は、平成30年4月1日時点の状況である。  
3 構成員は、「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン」で示されている「想定される地域協議会の構成機関等」における「分野」欄に基づき、分類した。  
4 構成員の記載順は、各協議会が作成する名簿等の掲載順に基づく。  
5 中讃西部圏域障害者差別解消支援地域協議会については、高松法務局丸亀支局がオブザーバーとなっている。

図表 28 障害者差別解消支援地域協議会での要望等を踏まえ新たな取組を実施した事例

＜事例：民生委員・児童委員等を対象とする研修会を新たに実施（高松市障害者差別解消支援地域協議会、大川圏域障害者差別解消支援地域協議会）＞

高松市障害者差別解消支援地域協議会において、同協議会の構成員である高松市民生委員児童委員連盟から、障害者差別解消法に関する研修を実施してほしいとの要望があり、高松市障がい福祉課は、同連盟を対象に研修を順次実施している。

また、大川圏域地域自立支援協議会（注）において、民生委員・児童委員、障害者団体、障害福祉事業所職員等に対し、障害者差別解消法等について周知すべきとの意見があり、大川圏域地域自立支援協議会全体会において、民生委員・児童委員等を対象に研修を実施した。

（注）大川圏域障害者差別解消支援地域協議会は、大川圏域地域自立支援協議会に設置されている。

○高松市障害者差別解消支援地域協議会

開催日：平成 30 年 8 月から順次実施（高松市民生委員児童委員連盟地区部会（43 地区）を高松市障がい福祉課が巡回して実施）

研修対象：高松市民生委員児童委員連盟（計 854 人）

内容：障害者差別解消法の概要（不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等）について、高松市障がい福祉課の職員が説明

（注）現在、高松市障がい福祉課は順次研修を実施しているところであるため、研修対象の人数については、高松市民生委員児童委員連盟に所属する民生委員・児童委員数を計上した。

○大川圏域障害者差別解消支援地域協議会

開催日：平成 30 年 7 月 2 日

研修対象：民生委員・児童委員、障害者団体、障害福祉事業所職員等（計 70 人）

内容：障害者差別解消法の概要（不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等）について、香川県障害福祉相談所の職員が説明



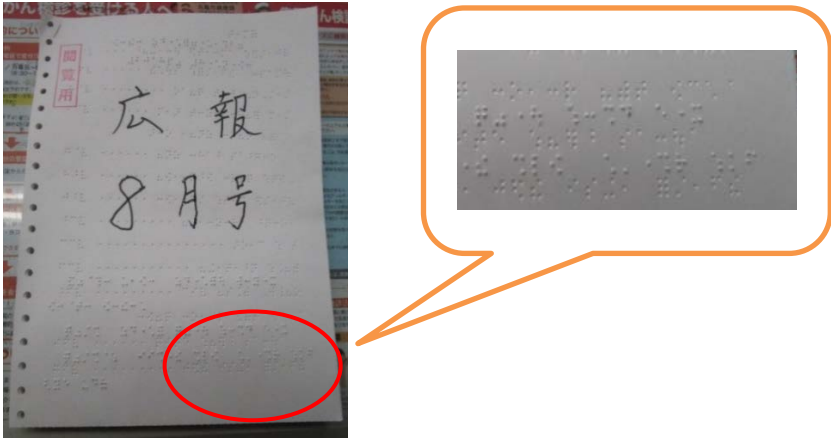


高松市障がい福祉課が開催した研修会の様子



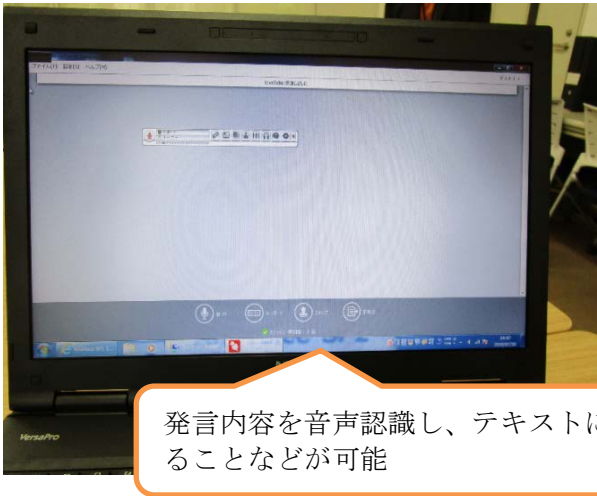
（注）当局の調査結果による。



図表 29 香川県内の機関における合理的配慮の提供例



障害種別	内容	提供状況
視覚障害	拡大鏡の設置	 <p>※ 上記写真は、善通寺市における提供例                  ※ 老眼鏡を設置している事例も有り（上記写真では左側に設置）</p>
視覚障害	拡大読書器の設置	 <p>※ 上記写真は、坂出市における提供例</p>
視覚障害	点字による広報物等の発行	 <p>※ 上記写真は、丸亀市における提供例                  ※ このほか、音声（カセットテープ）で広報物を発行している事例も有り</p>


障害種別	内容	提供状況
視覚障害	音声・拡大読書器の設置	 <p>※ 上記写真は、さぬき市における提供例</p>
視覚障害	活字文書読み上げ装置の設置	 <p>印刷物に記載された音声コードにより、当該印刷物を読み上げることが可能</p> <p>音声コード</p> <p>※ 上記写真は、まんのう町における提供例</p>

障害種別	内容	提供状況
聴覚障害	耳マークの 掲示	 <p>※ 上記写真は、高松国税局における提供例</p> <p>※ 受付等に掲示しているほか、病院において初診で診察券を発行する際、診察券に耳マークを貼り付けて、次回以降来院した際に適切に対応できるよう取り組んでいる事例もあった。</p>
聴覚障害	筆談マーク・ 手話マークの 掲示	 <p>※ 上記写真は、丸亀市における提供例</p>
聴覚障害	聴覚障がい者 参加型コミュニ ケーション ツール「Live Talk」の設置	 <p>※ 上記写真は、香川大学における提供例</p>

障害種別	内容	提供状況
聴覚障害	コミュニケーション支援アプリ (UDトーク) の設置	 <p data-bbox="1145 584 1406 725">アプリが音声を認識して、スクリーン上に文字化することが可能</p> <p data-bbox="576 745 1086 779">※ 上記写真は、高松市における提供例</p>
聴覚障害	対話支援機器 の設置	<p data-bbox="564 797 730 831">(コミュニケーション)</p>  <p data-bbox="791 1178 1334 1290">マイクで集音し、周波数の調整により、聞き取りやすいクリアな音声とすることが可能である。</p> <p data-bbox="576 1323 1114 1357">※ 上記写真は、善通寺市における提供例</p> <p data-bbox="564 1417 730 1451">(ループヒア)</p>  <p data-bbox="810 1832 1182 1899">マイクで集音し、音声を拡大することが可能である。</p> <p data-bbox="576 1944 1086 1977">※ 上記写真は、坂出市における提供例</p> <p data-bbox="576 1995 1193 2029">※ ほかにも、助聴器等を設置している事例有り</p>

障害種別	内容	提供状況
聴覚障害	筆談用具の設置	 <p>※ 上記写真は、日本年金機構高松西年金事務所における提供例          ※ ほかにも、ホワイトボード等を設置している事例有り</p>
聴覚障害	フラッシュ付き電光掲示板の設置 (注2)	 <p>災害時などに情報伝達できるよう、電光掲示板を設置</p> <p>文字情報だけでなく、囲っている箇所がフラッシュして、「光」による情報提供も可能</p>
肢体不自由	携帯スロープの設置	 <p>※ 上記写真は、直島町における提供例</p>

障害種別	内容	提供状況
肢体不自由	貸出用車椅子の設置	 <p>※ 上記写真は、琴平町における提供例</p>
肢体不自由	ローカウンターの設置	 <p>※ 上記写真は、三木町における提供例</p>
知的障害等	ルビ付き庁舎案内板の掲示	 <p>※ 上記写真は、高松高等検察庁（合同庁舎管理官署）における提供例</p>

障害種別	内容	提供状況
発達障害等	テレプレゼン スロボット 「kubi」の設置	<div data-bbox="167 293 858 421" style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">             講義への出席が困難な発達障害の学生等が遠隔で講義に参加する際などに使用           </div>  <p>※ 上記写真は、香川大学における提供例</p>

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「フラッシュ付き電光掲示板の設置」は、公益社団法人香川県聴覚障害者協会から情報提供いただいた内容である。

図表 30 香川県内の盲導犬使用者が不当な差別的取扱いを受けた事例

概要	事例の詳細	
入店（利用）拒否	時 期	平成 28 年度以降
	場 所	多度津町
	施設の種類	小売店（コンビニエンスストア）
	内 容	<p>盲導犬を伴って入店したところ、「犬は困る。」と言われ、入店を拒否された。</p> <p>理解を得るため、盲導犬である旨説明したが、「早く買物を済ませて出てくれ。」と言われたため、買物をしないまま店を出た。</p>
入店（利用）拒否	時 期	平成 29 年頃
	場 所	高松市
	施設の種類	飲食店
	内 容	<p>盲導犬を伴って入店しようとしたら止められた。</p> <p>理解を得るため、補助犬法について説明したところ、店長や周囲の客に確認の上、入店が認められた。</p>
入店（利用）拒否	時 期	平成 29 年 8 月
	場 所	丸亀市
	施設の種類	小売店（スーパー）
	内 容	<p>盲導犬を伴って入店したところ、「犬は困る。」と言われ、入店を拒否された。</p> <p>今までも頻繁に利用していたが、何も言われたことが無い旨説明したが、理解してもらえず、当該スーパーの上部機関に電話したところ、後日店側から謝罪を受けた。</p>
入店（利用）拒否	時 期	平成 30 年春頃
	場 所	高松市
	施設の種類	宿泊施設
	内 容	<p>友人（盲導犬使用者）の宿泊先を手配するため電話したところ、「犬と一緒に泊まらない。」と言われ、宿泊を断られた。</p> <p>関係機関に相談した結果、今後は補助犬を同伴するお客様に対して適切に対応する旨の回答があった。</p>



概要	事例の詳細	
入店（利用）拒否	時 期	平成 30 年 3 月下旬
	場 所	高松市
	施設の種類	飲食店
	内 容	<p>盲導犬を伴って入店したところ、「犬は同伴できない。」と言われ、入店を拒否された。</p> <p>入店を断念し、その後、関係機関に相談した結果、相談先から現在は入店可能になっている旨の連絡があった。</p>
入店（利用）拒否	時 期	平成 30 年 5 月
	場 所	高松市
	施設の種類	飲食店
	内 容	<p>盲導犬を伴って入店したところ、「犬は同伴できない。」と言われ、入店を拒否された。</p> <p>入店を断念し、その後、関係機関に相談した結果、相談先から現在は入店可能になっている旨の連絡があった。</p>
入店（利用）拒否	時 期	平成 30 年 5 月
	場 所	高松市
	施設の種類	医療機関
	内 容	<p>病院に盲導犬を同伴させてもよいか確認を行ったところ、初めは許可が出たが、後から電話で「盲導犬の同伴は許可できない。病院に補助する者を配置した上で、盲導犬を警備員が預かることは可能である。」との連絡があった。</p> <p>結果的に病院側の意向に従ったが、関係機関に相談し、現在（聴取日時点）対応してもらっている。</p>

概要	事例の詳細	
不当な発言	時 期	平成 29 年以降（詳細な時期は不明）
	場 所	綾川町（小売店（スーパー）内）
	内 容	盲導犬を伴って食品売場で買物をしていると、「食べ物の付近だから、犬は駄目でしょ。」という会話が聞こえたが、聞こえていないふりをした。
不当な発言	時 期	平成 29 年以降（詳細な時期は不明）
	場 所	不明
	内 容	「病院へ行くのに家族が付き添いで行くのであれば、盲導犬と一緒に出歩く必要はないのではないか。」と言われたが、特段反論はしなかった。
不当な発言	時 期	平成 29 年以降（詳細な時期は不明）
	場 所	高松市（鉄道駅構内）
	内 容	ヘルパーと盲導犬を伴って駅構内を歩いていると、「ヘルパーと一緒にいるのであれば、盲導犬は必要ないのではないか。」という会話が聞こえたが、聞こえていないふりをした。  盲導犬も初めて行く場所であったため、ヘルパーにも付き添ってもらっていたのだが、冷たい会話が聞こえてきたので驚いた。
不当な発言	時 期	平成 30 年 2 月頃
	場 所	高松市（電車内）
	内 容	盲導犬を伴って電車に乗車していたところ、乗客同士の「目が見えないなら、犬を連れてまで出歩かなければいいのに。」といった会話が聞こえた。  相手はたまたま乗り合わせた人であり、険悪な雰囲気になるのが嫌だったため、反論などはせずに我慢（聞こえていないふり）した。

(注) 1 当局が香川県視覚障害者福祉センターからの紹介を受け、香川県内の盲導犬使用者 7 名にヒアリングを行った結果による。

2 ヒアリングは、障害者差別解消法施行日（平成 28 年 4 月 1 日）以降における香川県内の事例を中心に行った。

図表 31 香川県内の盲導犬使用者が対応が良いと感じた事例

概要	事例の詳細	
受入れ時の留意点 の事前確認	時 期	平成 28 年 12 月
	場 所	高松市
	施 設 等 名	飲食店
	内 容	予約の電話をした後、折り返しで電話が掛かってきて、盲同犬受入れに当たり、気を付けることや準備しておいた方がよいものを確認してくれた。
	備 考	当該飲食店では、来店当日、料理を盲導犬使用者が食べやすい大きさに事前にカットして提供するといった配慮も行っていたとしている。
買物支援	時 期	平成 28 年頃まで
	場 所	高松市
	施 設 等 名	小売店（スーパー）
	内 容	当該スーパーでは、サービスカウンター付近を盲導犬使用者及び盲導犬の待機場所として設定していた。また、事前に準備した買物リストを元に、店員が代わりに買物をしてくれた。
買物支援	時 期	日常的に利用
	場 所	高松市
	施 設 等 名	小売店（スーパー）
	内 容	当該スーパーでは、店員と一緒に店内を回り、商品を買物カゴに入れるなどの支援を行ってくれる。
買物支援	時 期	日常的に利用
	場 所	高松市
	施 設 等 名	小売店（コンビニエンスストア）
	内 容	当該コンビニエンスストアでは、店員と一緒に店内を回り、商品を買物カゴに入れるなどの支援を行ってくれる。

概要	事例の詳細	
乗車支援	時 期	日常的に利用
	場 所	高松市
	施 設 等 名	公共交通事業者（バス）
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転手が、盲導犬使用者に席を譲るよう車内アナウンスを実施してくれたり、バスの乗降を手伝うなどの支援をしてくれる。</li> <li>○ 降車の際、バスの運転手が先に出て、どれくらい段差があるか等の声かけをしてくれる。また、盲導犬が座るまで発進を控えるなどの対応をしてくれる。</li> </ul>
	備 考	上記内容は、盲導犬使用者 2 人から挙げられた事例を集約した。
乗車支援	時 期	日常的に利用
	場 所	高松市
	施 設 等 名	公共交通事業者（鉄道）
	内 容	事前に連絡をしておけば、駅員等が乗降時に支援をしてくれる。
	備 考	同様の事例が他の盲導犬使用者（1 人）からも聴かれた。

- (注) 1 当局が香川県視覚障害者福祉センターからの紹介を受け、香川県内の盲導犬使用者 7 名にヒアリングを行った結果による。
- 2 ヒアリングは、障害者差別解消法施行日（平成 28 年 4 月 1 日）以降における香川県内の事例を中心にを行った。

図表 32 香川県内の盲導犬使用者が、盲導犬と外出する際に気を付けていること

- 盲導犬は、指示どおりにトイレをさせることはできるが、外泊時にホテルでトイレをさせるときは、臭いに気を遣うので、極力バルコニーのある部屋を借りて外でさせるようにしている。
- 盲導犬の毛が落ちることを防ぐため、マナーコート（盲導犬用の洋服）を着せており、ブラッシングを必ず毎日行うようにしている。
- 外出前には、盲導犬にトイレを済ませるようにしている。
- 食品売場の近くでは、リードを短く持つようにしている。
- 歩行中に周囲に迷惑を掛けないようにしている。
- 飲食店では、盲導犬に毛が散る動き（体をぶるぶると震わせること。）をさせないようにしている。
- 毎日盲導犬の体を洗っている。
- 定期的に予防接種を受けさせるようにしている。
- ガムテープ、フロア用掃除道具、敷物を持ち歩くようにしている。

(注) 当局が香川県視覚障害者福祉センターからの紹介を受け、香川県内の盲導犬使用者 7 名にヒアリングを行った結果による。

図表 33 香川県内の盲導犬使用者が、周囲の方をお願いしたいと思うこと

- 盲導犬に食べ物を与えないでほしい。
- 口笛で盲導犬の気を引かないでほしい。
- 電車に乗っているとスマートフォンで写真を撮る人がいるのでやめてほしい。
- 悪意がないのは分かっているが、盲導犬に話しかける方や触れようとする方がいるので、そっと見守ってもらいたい。
- 何かあれば盲導犬に話しかけるのではなく、盲導犬ユーザーに話しかけるようにしてもらいたい。
- 犬の正面から声を掛けないでほしい。
- 盲導犬がおとなしくしている様子を見て「かわいそう。」と言う人がいるが、使用者が厳しくしつけているのではなく、訓練されているゆえにおとなしいことを理解してほしい。
- 普段は温かく見守って、助けてほしいときに助けてほしい。

(注) 当局が香川県視覚障害者福祉センターからの紹介を受け、香川県内の盲導犬使用者 7 名にヒアリングを行った結果による。

図表 34 香川県内の盲導犬使用者の行政に対する主な意見・要望

- 現在は、ホテルやレストランを利用する場合、事前に電話で盲導犬の受入れの可否を確認しているが、そのようなことを確認する必要があるようになればと思う。まだ、十分に理解の醸成が図られていない。
- 盲導犬の同伴を断る事業者や、悪意がないのは分かっているが盲導犬に触れようとする方などがいるため、行政機関は普及啓発活動に一層注力してほしい。
- 補助犬法には、補助犬を同伴しての入店を拒否しても罰則規定がない。ただ、犬が嫌いな人もいるだろうから、罰則を設けるのもなかなか難しいと思われる。このため、入店拒否事例が発生した際には、行政から指導してもらいたい。また、補助犬は、きちんと訓練施設で訓練を受けており、何ら問題ないということをもっと普及啓発してもらいたい。
- 全ての店で補助犬の入店を許可してほしい。
- 相談事がある際に、各相談内容に対応する窓口が分かりにくい。
- 補助犬の啓発パンフレットを様々な場所に置いてほしい。
- 最近の道路は、車道と歩道の段差が小さいため、歩道と車道の区別がつきにくい場所がある。盲導犬は交差点の手前で止まるが、その際、盲導犬が安全な箇所で止まっているのか、車道の寸前で止まっているのか確認ができない場合がある。
- 以前に比べて大分、補助犬に対する理解は進んできている。

(注) 当局が香川県視覚障害者福祉センターからの紹介を受け、香川県内の盲導犬使用者 7 名にヒアリングを行った結果による。

図表 35 補助犬に関する啓発活動の実施状況

実施機関	種類	対象者	主な内容
高松国税局、高松 税務署、丸亀税務 署	ポスター	住民	・「わたしたちはパートナー 障害者とほじょ犬は、いつでもどこでも一緒。受け入れに、ご理解をお願いいたします。」(厚生労働省作成ポスター) を来庁者の待合スペースや庁舎入口付近に掲示
	リーフレット	住民	・「ほじょ犬もっと知ってBOOK」(厚生労働省作成リーフレット) を配布
	ラジオ	住民	・補助犬法の概要等について放送
香川県	リーフレット	住民	・「ほじょ犬もっと知ってBOOK」(厚生労働省作成リーフレット) を配布
	パネル展示	住民	・補助犬について掲載したパネルを展示
	ホームページ	住民	・補助犬法の概要、パンフレット・ステッカー等を掲載
高松市	リーフレット	商工会等	・「ほじょ犬もっと知ってBOOK」(厚生労働省作成リーフレット) を配布 (平成30年6月実施)
	ステッカー	商工会等	・補助犬の受入れを明示するステッカーを配布 (平成30年6月実施)
	ポスター	町内事業者	・「わたしたちはパートナー 障害者とほじょ犬は、いつでもどこでも一緒。受け入れに、ご理解をお願いいたします。」(厚生労働省作成ポスター) を配布 (平成30年7月実施)
宇多津町	ステッカー	町内事業者	・補助犬の受入れを明示するステッカーを配布 (平成30年8月～9月実施)
	広報誌	住民	・補助犬の概要等に係る記事を掲載 (平成30年8月号に掲載)
	リーフレット	商工会等	・「ほじょ犬もっと知ってBOOK」(厚生労働省作成リーフレット) を配布

(注) 1 当局の調査結果による。

2 調査結果は、原則平成28年4月1日から30年5月31日までの間の実施状況のうち、補助犬に特化した啓発活動について当局が把握できたものを記載した(一部平成30年5月31日以降の実施に係る内容を含む)。

なお、図表24に掲載した地方公共団体が配布しているパンフレット等の中で、補助犬について触れているものが見受けられた。

3 補助犬の受入れを明示するステッカーの掲示による啓発状況は、図表36～39参照

図表 36 補助犬の受入れを明示するステッカーの庁舎入口等への掲示状況（国の行政機関）

調査対象機関	掲示状況	特記事項
高松サポート合同庁舎 【管理官署：四国財務局】 【入居官署：四国行政評価支局、香川労働局、高松労働基準監督署、四国経済産業局、四国地方整備局、四国運輸局】	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年 11 月掲示開始</li> <li>四国財務局及び四国行政評価支局は、ホームページで補助犬の受入れを明示している。</li> <li>香川労働局及び高松労働基準監督署は、執務室入口に個別にステッカーを掲示している。</li> </ul>
高松法務合同庁舎 【管理官署：高松高等検察庁】 【入居官署：高松法務局】	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年 7 月掲示開始</li> </ul>
高松国税総合庁舎 【管理官署：高松国税局】 【入居官署：高松税務署】	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>高松国税局及び高松税務署は、ホームページでも補助犬の受入れを明示している。</li> </ul>
高松法務局丸亀支局	○	—
丸亀税務署	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページでも補助犬の受入れを明示している。</li> </ul>
丸亀労働基準監督署	○	—
高松公共職業安定所	○	—
丸亀公共職業安定所	○	—
計	掲示：6 施設 未掲示：2 施設	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 調査結果は、平成 30 年 5 月 31 日時点の状況である。

3 「○」は補助犬の受入れを明示するステッカーを掲示していることを、「×」は当該ステッカーを掲示していないことを示す。



図表 37 補助犬の受入れを明示するステッカーの庁舎入口等への掲示状況（地方公共団体及び公立病院）

関連調査等 対象機関	掲示状況	特記事項
香川県	○	・ 食堂及び喫茶入口に掲示
高松市	×	—
丸亀市	○	—
坂出市	×	—
善通寺市	○	—
観音寺市	×	—
さぬき市	○（注3）	・ 本庁舎も平成30年6月以降掲示開始
東かがわ市	×	—
三豊市	×	—
土庄町	○	—
小豆島町	×	—
三木町	○	—
直島町	×	—
宇多津町	×	—
綾川町	○	—
琴平町	×	—
多度津町	○	—
まんのう町	×	—
計	掲示：8施設 未掲示：10施設	
公立病院A	○	—
公立病院B	×	・ 平成30年6月掲示開始
計	掲示：1施設 未掲示：1施設	

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。  
 3 地方公共団体は、本庁舎における掲示状況を調査した。ただし、さぬき市は、長寿障害福祉課がある長尾支所における状況を調査した。  
 4 「○」は補助犬の受入れを明示するステッカーを掲示していることを、「×」は当該ステッカーを掲示していないことを示す。

図表 38 補助犬の受入れを明示するステッカーの庁舎入口等への  
 掲示状況（独立行政法人等）

関連調査等対象機関	掲示状況
日本司法支援センター香川地方事務所	(注 4)
四国こどもとおとなの医療センター	×
香川大学	×
高松西年金事務所	×
計	掲示：0 施設 未掲示：3 施設

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 調査結果は、平成 30 年 5 月 31 日時点の状況である。  
 3 香川大学は、幸町地区事業場における掲示状況を調査した。  
 4 日本司法支援センター香川地方事務所が入居している建物は、別に管理者がいるため、調査結果から除外した。  
 5 「×」は、補助犬の受入れを明示するステッカーを掲示していないことを示す。

図表 39 補助犬の受入れを明示するステッカーの自施設への掲示状況等（事業者）

関連調査等対象機関数：9 事業者	主な掲示場所
うち、ステッカー等を掲示している事業者数：5 事業者	店舗入口、船舶・バス等の車両、バス停
うち、ホームページで補助犬受入れを明示している事業者数：2 事業者	—

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 調査結果は、平成 30 年 5 月 31 日時点の状況である。

図表 40 医療機関における補助犬使用者及び補助犬の受入体制の整備状況

関連調査等対象機関	整備状況	未整備の理由
四国こどもとおとなの医療センター	×	・医療機関用補助犬受入マニュアルは承知していたが、これまで受入事例がなかったことから、検討していなかった。
公立病院 A	×	・医療機関用補助犬受入マニュアルの存在を十分に承知していなかった。
公立病院 B	×	・医療機関用補助犬受入マニュアルの存在を十分に承知していなかった。
計	整備：0 機関 未整備：3 機関	

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 調査結果は、平成 30 年 5 月 31 日時点の状況である。  
 3 「×」は、補助犬使用者及び補助犬の受入体制を整備していないことを示す。  
 4 公立病院 A では、調査を契機に、医療機関用補助犬受入マニュアルに基づき、補助犬の同伴可能区域の明確化等を図った。